

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（3）（22. 1 定）			
日 時	平成 22 年 3 月 5 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横田委員長、菊地副委員長、千葉・成田（祐）・斉藤（陽）・濱本・ 佐々木・北野・成田（晃） 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部参事、会計管理者、 消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名委員に、千葉委員、濱本委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせをいたします。

秋元委員が千葉委員に、鈴木委員が濱本委員に、大橋委員が成田祐樹委員に、中島委員が北野委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員にそれぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

○成田（晃）委員

最初に、消防団に質問したいと思います。

◎小型動力ポンプについて

消防団は1分団から18分団あるわけですが、そこに配備されている小型動力ポンプはどのような状況になっていますか。

○（消防）主幹

1分団から18分団までの小型動力ポンプの台数でありますけれども、現在、配備されているのは、3分団、6分団、12分団、15分団、18分団の5台であります。

○成田（晃）委員

これは、車載の小型動力ポンプですか。

○（消防）主幹

そうです。

○成田（晃）委員

車載以外の小型動力ポンプのほうは、どういう台数になっていますか。

○（消防）主幹

小型動力ポンプにつきましては、合計で37台になります。

○成田（晃）委員

1分団から、それぞれ台数を教えてください。

○（消防）主幹

1分団から18分団までそれぞれ答弁いたします。

1分団2台、2分団3台、3分団2台、4分団2台、5分団3台、6分団4台、7分団2台、8分団4台、9分団1台、10分団1台、11分団1台、12分団1台、13分団1台、14分団2台、15分団1台、16分団2台、17分団2台、18分団3台、合計37台でございます。

○成田（晃）委員

一つの分団に1台のところと、極端に多く4台ある分団が二つあるわけですが、その分団の区域からいけば1台でいいものなのか、それから4台が配置されている分団は、それだけ必要なのか、どういうふうな配置の仕方になっているのか、それと、いつ配置されたのか、教えてください。

○（消防）主幹

基本的には、小型動力ポンプにつきましては、各分団に 1 台あれば問題はないと思うのですが、ただ、故障した場合等を想定した場合は複数台あったほうが良いということと、3 台、4 台とあるものにつきましては、予備として保管しておりますので、廃棄していないために現在まで残っているということになります。トータル的には、各分団 2 台が望ましいとは考えておりますけれども、現在の段階では、単数の台数と複数の台数があり、それを、今後、平均化するために機械の整備については検討していきたいと思っております。

○成田（晃）委員

配置の年代はどうなっていますか。

○（消防）主幹

配置の年代について、答弁いたします。

1 分団につきましては昭和 41 年車、平成 2 年車、3 年車があります。2 分団につきましては昭和 38 年、昭和 42 年、昭和 45 年、3 分団につきましては昭和 45 年、平成 3 年、4 分団につきましては昭和 42 年、5 分団につきましては昭和 42 年、7 分団につきましては昭和 44 年、8 分団につきましては昭和 35 年、昭和 43 年、昭和 49 年、平成 4 年となります。9 分団につきましては平成 4 年、10 分団につきましては平成 3 年、11 分団につきましては昭和 49 年、昭和 52 年、12 分団につきましては昭和 62 年、13 分団につきましては昭和 35 年と平成 4 年となります。14 分団につきましては昭和 56 年、平成 6 年、15 分団につきましては平成 15 年、16 分団につきましては昭和 43 年、平成 5 年、17 分団につきましては昭和 48 年、平成 2 年、18 分団につきましては昭和 51 年、昭和 58 年となっております。

○成田（晃）委員

先ほどちょっとメモしたのですが、2 台しか配置されていないところに 3 台分の登録台数があつたり、1 台しか登録していないところが 2 台所有していたりしているのですが、この辺の確認はどういうふうになっていきますか。

○（消防）主幹

これにつきましては、消防団の中で貸し借り、又はやりとりをしておりますので、ちょっと数字がずれているかもしれません。

○成田（晃）委員

消防団同士、分団の中でやりとりしているということですね。

○（消防）主幹

そうです。

○（消防）総務課長

小型動力ポンプが消防団に配置されている台数と年代別の台数の相違ということの御質問かと思っておりますけれども、消防団の小型動力ポンプの台数につきましては、先ほど報告させていただいております。ただ、1 台しかない分団が、現在、機械の点検などをして使えなくなっている場合につきましては、複数台持っている消防団のほうから貸出しをしています。また、複数台持っているところは、現在、支障がなければ使えるうちは使えるというような状況で管理をしております。台帳上と、今、主幹が答えました数字につきましては、修理が完了しましたら、正式にその台数と年代というのは相違せずに答弁できるかと思うのですが、現在は、故障している分団に対しては、複数台持っている分団から貸出しをしているということで、今答弁した数字については若干違いがあるということで御理解いただきたいと思っております。

○成田（晃）委員

それでは、一番古い年代というのは、今、昭和 35 年という報告を受けたのだけれども、この昭和 35 年の機械というのは現実に稼働していますか。

○（消防）主幹

昭和35年の小型動力ポンプですけれども、部品等は交換しながらでも現在まだ使えるという状況でございます。ただ、揚水をしまして有効圧力が出るかというよりも、まず、消防団の小型動力ポンプにつきましては、消防団の訓練用として使っておりますので、火災のときにはやむを得ず使えない可能性もあると思います。

○成田（晃）委員

この古い機種の中で、使えない、実際に放水のできない機械を各分団に配置しているということになっていますが、火災が現実にあったときに、消防団としてそれを活用できるのですか。

○（消防）総務課長

昭和35年の小型動力ポンプの状況ということでございますが、基本的には、各分団に小型動力ポンプの機械担当という団員の方が配置されております。その団員が、毎月、その小型動力ポンプの状況を点検しております。私どもに報告いただいている状況では、現在、訓練等で使えますけれども、火災などでは使えないということではっきり使用不能という報告は来ておりません。したがって、老朽化に伴い、放水圧力に若干の低下ということは当然あるかと思いますが、今、委員から御指摘があったとおり、火災活動に全く使えない小型動力ポンプを配置しているということではございません。

○成田（晃）委員

確かに、13分団は1台しか登録していないのに、小樽市内で一番古い昭和35年の機械を使っています。これは、大事に使っているから使えるのですか。これは何馬力の機械ですか。

○（消防）総務課長

昭和35年の小型動力ポンプの馬力という御質問でございますけれども、これにつきましては、15馬力ということでございます。

○成田（晃）委員

1台あれば、間に合うと思うのですけれども、これは更新というか、新しい機械に入れ替えるという計画は考えていないのですか。

○（消防）総務課長

老朽化に伴う小型動力ポンプの更新計画という御質問でございますけれども、計画につきましては、現在、消防本部のほうで、老朽化している小型動力ポンプにつきましては、先ほど申しあげました各分団の担当からの毎月の報告に基づきまして、順次、更新をしてみたいと考えております。ただ、消防団全体としまして何台必要かということにつきましては、先ほど主幹からも答弁しましたとおり、基本的には、予備機も含めて現在のところは2台を配置することが望ましいと考えておりますので、その計画の実現に向けて財政措置等もいろいろ検討しながら、老朽化している小型動力ポンプにつきましては、火災活動で支障がないように更新、整備を図ってみたいと考えております。

○成田（晃）委員

この年代を見ると、昭和40年代に各分団にそれぞれ配置しているように見えますけれども、平成に入ってから極端に配置されていないわけです。それについて、今後の計画の中で、各分団にそれぞれ使用不能のものがあつたり、検査していきりぎり間に合うかなというようなことで分団同士やりとりしていると思うのですけれども、そのやりとりの中で必要な部分というのは出てくると思うのです。これから小型動力ポンプをそろえるという計画はないのですか。

○（消防）主幹

小型動力ポンプについてですけれども、基本的には今の消防団員が小型動力ポンプで揚水して火災現場に行くという活動よりも、常備消防隊と連携をとって、常備消防隊の消防車両からの放水という形を主に考えて訓練その他

の教育を行っておりますので、小型動力ポンプを実際に活用しての火災となりますと、山林火災ですとか、物すごく大きな大火災ということに限定されていますので、現状を整理しながら継続していきたいと今は考えております。

○成田（晃）委員

それぞれ小型動力ポンプで、訓練もやるわけですね。万が一、火災があつたり大火があつたりしたときに、災害時には消防団も出動するわけですから、そのときに地元で小型動力ポンプがあれば、いち早く出動できるし、側溝に流れている放水後の水を使って放水もできるわけなのです。小型動力ポンプでそういうことも訓練していますので、そのためには、やはり、各分団に1台ぐらいは使えるものがあるのもいいと思っておりますけれども、それで配置していると思いますが、昭和40年代からもう30年、40年経過しているものもあるんですね。そういうのは、いくら使えるといっても年代物でしょうから、15馬力しか圧力がありません。立派に消火できるような状況にはないと思うので、その辺を考慮しながら消火活動をしていただきたいと思っております。

それと、車載用小型動力ポンプ車は3分団、6分団、12分団、15分団、18分団にそれぞれ配置されていますが、この消防車両は、緊急車両の免許を持っている人が運転している車ですか。

○（消防）主幹

公用車として、緊急車両として登録しておりますけれど、特に緊急車両の免許というものはございません。ただ、緊急車両として走行は可能です。

○成田（晃）委員

この車両以外に、火災現場とか、総合訓練の場所に小型動力ポンプを搬送しなければならないときはあるわけです。火災現場に行くときも、飾り物ではないのだからと地域住民から言われるものですから、火災現場にはそれを運び出さなければならない、そういう任務というのが出てくると思うのです。そのときに、緊急車両が配備されている分団であれば緊急車両で運べますけれども、配備されていない分団というのは何かに乗せていかなければならない状況になるわけですが、例えば、そういう車両に登録していない車で運ぶときには、何か事故が遭ったときには大変な状況になるのではないかとと思うのですが、この点についてはどういう配慮の仕方があるのか、聞かせてください。

○消防長

小型動力ポンプがそれぞれの分団にございまして、今、委員がおっしゃったように、どうしても大きな火災、それから、今は起きていませんけれども、今後起こり得る大地震のときにやはり消防団で小型動力ポンプは必要と思います。そのときの搬送につきましては、緊急車両を持っていない分団については、消防署の資材搬送車である緊急車両に積載して現地に運びたいと思っております。

○成田（晃）委員

そのように、消防署の車で搬送していただける状況になる場合もあるけれども、消防署の車が来る前にもう出動しなければならない状況になっているときは、それはやはりリヤカーで運ばなければならない。小樽市内で、この山坂の多いところでリヤカーを引っ張っていくというのは大変な人力が要るのです。それを車に乗せていったら1分で済む場合もあるわけですが、その車がまた待機していなければならない状況になってしまうのか、この辺はきちんと車を決めていただければできると思うのですけれども、それは可能でしょうか。

○消防長

登録をするということだけでなく、先ほど台数を言いましたけれども、地域の消防団に、それぞれ小型動力ポンプがありまして、今、委員がおっしゃるように、確かに、近くで火災があつたときは、それは手引きで運ぶのが原則ですし、例えば大火のあつた場合、以前に連続火災があつたときなども消防団の小型動力ポンプのお力添えをいただいたケースがございます。そのときは、いったん団員の皆さんが、私どもの消防ポンプ車から放水いたしまして、やはり時間がすごくかかるような状況になったものですから、当然、自分の分団にいったん戻っていただいて、そ

れから小型動力ポンプを持ってくる。それから、私どもの車両で運ぶといったことで対応したものであります。ただ、本当に大きな火災や、どうしても必要な場合については、私どもの資材搬送車がかなり大きいものですから、それは何台かでも積載できますので、そのようなことで対応してまいりたいと思っています。

○成田（晃）委員

できることなら、火災がなければ一番いいのですけれども、そういう状況になったときには、ぜひ、お互い火災現場に行くときには協力し合って、一刻も早く鎮火させなければならぬ、そういう任務にもなりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、この小型動力ポンプ積載車を、今後、各分団に配置するような計画というのは、今後の課題の中に入れていくということはないでしょうか。

○（消防）総務課長

各分団に車両の配置というお話でございますけれども、先ほど説明しましたとおり、現在 5 台の車両が配置されております。18分団すべてに車両を配置するというのは短期間では非常に難しい問題であると考えております。ただ、小型動力ポンプを搬送する、又は団員の方が出動する際には、消防団に消防団活動として車両、それから小型動力ポンプ等については必要な資機材であるということについては当然認識してございます。したがって、車両の更新という今の御質問につきましては、各消防団の皆さんと協議をしながら、できるだけ消防団活動に支障のない形で消防団を活性化できるような体制をとるべく、協議をして、整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

○成田（晃）委員

◎ボランティアリーダーについて

次に、小樽市の生涯学習活動の中にボランティアリーダーというのがありますけれども、このボランティアリーダーの活動は指導者登録をされて、行っているのですけれども、この人たちの活動状況というのはどのようになっていますか。

○教育部青木次長

小樽市生涯学習ボランティアリーダーの登録状況、又活動状況ということでの御質問でございます。

生涯学習ボランティアリーダーにつきましては、個人で登録されている方が 91 名、それから団体登録が 15 団体となっておりますが、平成 20 年度の活動内容につきまして、登録されている方に報告を求めたところ、回数にいたしまして 1,951 回の活動で、利用された方は総数で 3 万 640 人の方が利用されてございます。

○成田（晃）委員

これは、今までのトータルですか、1 年間の分ですか。

○教育部青木次長

これは、平成 20 年度 1 年間でございます。

○成田（晃）委員

1 日にしたら、かなりの人員で行っているということですか。平均すると、どのぐらいになりますか。

○教育部青木次長

活動回数は 1,951 回ですから、1 日平均ということになりますと、365 で割り返すということにはなりませんけれども、単純に 1 日平均で割り返すと 5.3 回ということになります。

○成田（晃）委員

この中にスポーツ団体のリーダーはおられるのですか。

○教育部青木次長

スポーツ団体と申しますか、この登録につきましては、団体というよりもその活動範囲で分類しているものです

から、今、委員がおっしゃる内容に合致するものとしては、スポーツ、レクリエーションを利用し、健康で明るい生活をつくり出す活動という分野になるかと思います。こちらのほうに登録されている方が57人いらっしゃいます。

○成田（晃）委員

代表質問でも質問しましたが、中学校のクラブ活動を、こういう地域のリーダーが指導している場合がありますね。それから、教員が顧問として担当している場合があるわけですが、それぞれどのぐらいの数の方が取り組まれているのですか。

○教育部青木次長

生涯学習ボランティアリーダーの活動状況につきましては、私どものほうに、回数、利用者数について報告いただいておりますが、活動場所が中学校であるとか小学校であるとか、御質問の中身についての報告はちょうどいいものから、中学校でボランティアリーダーの登録をされている方が活動していることがあるかということをお聞きしてみたのですが、あまり聞かないということでした。

その理由としては、生涯学習プラザレピオが、ボランティアリーダーの関係の取りまとめをしているものですから、この施設を利用する皆さんは中高年の方が多いということがその理由かと考えています。

○成田（晃）委員

中学校のクラブ活動には、そういうリーダーはいないということなのですね。登録していないということですか。

○教育部青木次長

ボランティアリーダーというのは、各団体等が生涯学習をしたいときに、このリーダーの方に依頼して活動するという単発的なものですから、例えば中学校でクラブ活動などを指導していくというような継続的なものではないというふうに思います。

○成田（晃）委員

それでは、視点を変えて聞きますけれども、町内から中学校のクラブ活動の指導者としてその活動に参加している人はおられますか。

○（教育）指導室主幹

中学校での部活動ですけれども、平成21年度においては、ニーズとして、地域の方ということには把握していませんけれども、種目として、野球、バスケット、バドミントン、バレーボールというところで外部指導者の活用が図られております。これは、常日ごろ、その学校に部活動が設置されていて、そこに指導者として外部指導者という立場で来ているということでございます。

○成田（晃）委員

これは、クラブ活動の顧問の教員も一緒に活動するわけですか。

○（教育）指導室主幹

そのとおりでございます。

○成田（晃）委員

クラブ活動の顧問が指導に当たっていて、一緒にクラブ活動で部外者も参加して指導をしている。それは交流ができて大変にいいと思うのですが、この子どもたちが小樽から離れて遠征するときの対応の仕方というのはどういう状況になっていますか。

例えば、旅費とか宿泊費というのは、子どもたちが行くには保護者が負担するでしょうけれども、指導者、顧問は学校で負担するのか、指導者が個人負担になっているのか、その辺はどのような状況になっているのか聞きたかったのです。

○（教育）学校教育課長

これは、クラブ活動に伴いまして、例えば中学校体育連盟などで全道大会あるいは全国大会に出場する場合につ

いては、生徒本人分の旅費や宿泊費につきましては、中学校体育連盟のほうから一部助成が出ます。ただ、引率者につきましては、この連盟からは助成が出ていませんので、おのおのの学校で例えば積立てしていて、その中で一部助成しているなど、学校で対応が異なっています。

○成田（晃）委員

外部指導員は子どもたちの育成に協力してくれている人ですから、できることならこの学校では助成してくれるけれども、あちらの学校に行ったら何も協力してくれないという状況にならないように、統一して、きちんと対応できるような、そういう仕組みをつくっていただきたいと思っていますけれども、その辺についてはどうでしょうか。取組方をどう考えていくかの問題ですけれども、いかがですか。

○（教育）学校教育課長

今、ボランティアの地域支援本部も立ち上げて、実施しているところでありますけれども、その中で例えば、ボランティアの実施にあたり傷害保険みたいなものをどうするかなどを含め、いろいろな活動状況について、本部事業の中で考えていきたいとは思っております。

○教育部長

今、成田晃司委員の御指摘のとおり、生徒の分は市から年間400万円の補助金を中体連に出しておりますので、その中で何とかカバーしていただき、それから、引率教員の部分については、道職員ですから、その旅費規程もあります。ただ、その外部指導員ということになりますと、なかなか主体がどこなのか、どういう形でフォローできるのかというあたりが実は大変難しい部分ありまして、私どもも、北海道教育委員会に対しても、外部指導員の旅費の部分がどうにかならないのかという、そういった部分での要望はしているところであります。ただ、それぞれのクラブで、顧問は当然行くわけです。そのほかに、外部指導員の人たちが必ずついていかなければならない要件、普段、練習で指導しているわけですから一緒に行ったほうがいいというのはもちろん前提としてはわかるのですけれども、どういう基準で、どういう場合に外部指導員が派遣すると認める仕切りみたいなもの、それとどこが支出の主体になるのか、正直に言いまして整理されていない部分があります。

いずれにしても、この外部指導員を強化していくというのは、私ども教育委員会だけではなくて、全国的に文部科学省も含めてそういった動きというのはあるわけですから、今後、さらに、外部指導員のあり方についての、対応の方法については協議、検討していかなければならないだろうと思っております。

○濱本委員

◎滞納繰越分について

平成14年度の第1回定例会で、市長は、冒頭に、「私にとりまして任期の締めくくりの年です」と選挙前の年におっしゃった。18年度も「私にとりまして任期の締めくくりの年であります」というふうにおっしゃった。今回は、「この11年間邁進してまいりました」というふうに、来年が選挙なのですけれども、ちょっとニュアンスが違います。そういう意味では、相当な覚悟を込めて今回の予算編成をされたというふうには私は思っております。

そこで、その予算編成の中で何点かまた伺いたいののですが、要は収入に関する部分の計上なのですけれども、市税の滞納繰越分の収入が計上されているのです。民間企業感覚で言うと、これは、当初予算に計上するよりは、例えば年度末の決算のときに過年度収入が入ってきましたということですから、市役所で言えば、第4回定例会の補正予算もしくは今回の第1回定例会の最後の補正予算に計上するぐらいのタイミングのほうが良いというような気がします。たぶん、財政的に厳しいから、こういう予算計上をしなければならぬというふうに思いますけれども、その辺についてはどういう御見解をお持ちですか。

○（財政）財政課長

委員がおっしゃるとおり、この厳しい経済環境あるいは雇用情勢の中で、滞納繰越分を収納していくということ

は難しい面もあって、委員の御意見はわかるような気がします。当初予算では 9 億 2,000 万円という実質的な財源不足の中で、当初予算に一定程度見込める、あるいは見積もることのできる滞納繰越分を予算計上しないというのはいかなるものかというふうには私には考えております。

○濱本委員

地方自治法なり法的な部分もあるでしょうから、見解の相違はあると思いますけれども、希望としては、財政再建がすべて終わったときには、こういうものは最後になるように、この部分がある意味では積立金になるような形になれば望ましいというふうには思います。

それで、実際の滞納繰越金の収入なのですが、平成 19 年度予算は 4 億 7,050 万円計上されています。決算は 4 億 8,553 万円、予算に対して 1,503 万円の増で、パーセントでいくと 3.19 です。20 年度は予算が 4 億 5,940 万円。これに対して、決算は、ここは優秀で、5 億 4,540 万円ですから 8,600 万円増、18.72 パーセントの増です。21 年度は、残念ながら、まだ決算が出ていませんが、4 億 8,990 万円予算計上しています。22 年度が 5 億 2,730 万円ということで、19 年度と 20 年度の差額を予算ベースで考えると 1,110 万円です。20 年度と 21 年度で 3,050 万円、21 年度と 22 年度でいくと 3,740 万円というふうには増額で計上されています。

そこで、お伺いしたいのですが、21 年度の 4 億 8,990 万円に対して、実際の決算見込みはどの程度なのか、また、この 22 年度の 5 億 2,730 万円、対前年度比で 3,740 万円増額計上したのはどういう理由があるのか。

一般的に言うと、非常に景気が悪い中でこんなにたくさん収入できるのかと。小樽のことは別にしても、世の中全体がそういう悪い状況の中で、本当にここまで、対前年度比で 3,740 万円を余計にとれるのかという気がしますので、ぜひ、その辺について教えていただきたいと思います。

○（財政）納税課長

まず、平成 21 年度の滞納繰越分について、見込額なのですが、これは納税課サイドで出している数字では、5 億 1,600 万円で見込んでおります。

次に、22 年度の 5 億 2,730 万円の予算額なのですが、もともと滞納繰越分の予算の算出なのですが、これにつきましては、20 年度の決算額と収入率をベースに、まず、21 年度の現年の未収額を算出します。次に、21 年度の滞納繰越分の未収額を算出していきます。その未収額を足しまして、22 年度の予算調定額というのをまず出していくのですが、そのときに 21 年度の決算、滞納繰越の見込みで出した収入率を使い 22 年度の調定額に掛けまして、22 年度の滞納繰越しの収入の予算額というのを出すということになっています。

このときに、20 年度の決算収入率、それから 21 年度の収入見込みの決算収入率、こういうものを加味しまして、22 年度につきましては、22 年度分も相当低く、また、21 年度の決算収入率と大体同等か若干低めということでやったのですが、22 年度の予定調定額が 21 年度より上がっていくのです。約 2 億円増額しています。そのために、同じ率を使いましても、若干 22 年度の滞納繰越分の予算額が上がってしまったということです。

率につきましては、私たちが希望で出すのではなく、やはり、今言ったようにきちんとした過去の実績の数字等を使いまして数学的に算出しておりますので、この辺は何とか収入できるのではないかとはいっています。

○濱本委員

確かに、今、平成 21 年度決算見込みで聞きましたが、19 年度から 20 年度では増額になっており、20 年度から 21 年度の今の決算見込みでいくと、減額になっている。ある意味、この辺に周期性みたいなものもあるのかと。そうすると、この数字の動きだけ見れば、22 年度も 5 億 2,730 万円となっていますが、最後の決算のときにはこれよりもたぶんいい数字が見込めるのではないかと、ぜひとも実現をさせてもらいたいというふうには思います。

◎市税収納向上対策経費について

それと、予算説明書の中に、市税収納向上対策経費という費目があります。

平成 21 年度予算は 833 万円、22 年度が 780 万円ということで計上されていますが、まず、この市税収納向上対策経

費、これは現年課税分のためのものなのか、過年度のいわゆる滞納繰越分の収入に対する対策経費なのか、両方を含めているのか、その辺の内容について教えていただきたいのが1点と、50万円ぐらい減額になっていますが、50万円の減額というのは節約のための減額なのか、何か客観的な理由があるのか、その辺についてはいかがですか。

○(財政) 納税課長

この市税収納向上対策経費につきましては、現年度の催告も含めております。それから、約50万円の減額なのですけれども、当然、節約ということもやりましたし、多くは効率的な催告を行い、通信運搬費が減額となったものです。平成20年度の決算、それと21年度の途中経過を見た結果、前年度同様に要求しなくてもいいのではないかとこの担当者の判断もありまして、その分が50万円の減額ということになっています。

○濱本委員

収納するためのコストのある部分をこの経費が担っているわけですから、そういう意味では、少ないコストでたくさん収入があれば、それはそれで越したことはないのですが、ぜひとも、この平成22年度の5億2,730万円は確保していただきたい。それはなぜかという、この金額と、実は下水道事業会計から借りている5億3,300万円、これを合わせると10億円を超えるお金です。そうすると、小樽市のいわゆるいろいろな経済対策だとか政策経費の中を見たときにも、この10億円の比率というのは、対比しても相当高いものがあると思うのです。そういう意味では、財政健全化の世界ですから、こういう借入れもしないと予算編成ができないということは重々承知しておりますけれども、ぜひとも、せつかく借りたり、収納したお金ですから、十分効果が上がるように使っていただきたいと思っております。答弁は要りません。

◎自治基本条例について

次に、自治基本条例に関して伺いたいと思います。

昨年の第2回定例会で自治基本条例について若干の質問をさせていただきましたし、今定例会でも、自治基本条例については質問がありましたし、市長の御答弁もございました。平成21年第2回定例会のときにも庁内の検討委員会をつくって報告書云々という話がありましたし、今回も出ていましたけれども、実際問題、この報告書の概略でいいですけれども、どんな内容になっているのか、議会に対しては基本的に配布されていないわけですね。ですから、目次立てみたいなどころでも、ちょっと教えていただければと思います。

○(総務) 企画政策室上石主幹

庁内研究会からの報告の主な内容としましては、まず、全国的に自治基本条例が制定されている背景、そして、条例を制定する意義、そして、小樽市にふさわしい自治基本条例とはどういうものか、そして、今後、策定委員会を立ち上げるに当たってどういう方法で策定をしていったほうがいいのかということについて報告をいただきました。

○濱本委員

もし、構わない資料であれば、後で見せてほしいと思います。

そして、もう既にできているところでは自治基本条例の中に議会関係の部分が含まれているところと含まれていないところ、言うなれば、議会基本条例の部分について包含しているところとしないところがあるのですが、この報告書の中では、いわゆる議会の部分に関してはどういう記載になっていますか。

○(総務) 企画政策室上石主幹

議会関連の条文についてはすけれども、実際に議会関連の条文については設けている自治体とそうでない自治体があります。その中で、議会は自治体の統治機構の一翼を担っていると、そういう意味を考えますと、議会の関連する規定を設けることは望ましいとは考えております。ただ、委員も御承知だと思いますが、議会は、みずから議会の基本条例も制定することができるということになっておりますし、また、条例に盛り込む場合も、議会の意向を踏まえずに決定することはできないということもありますので、議会に関連する条文につきましては、議会自身に議論をゆだねつつ、今後、議会とも盛り込むのであれば協議をしていったほうがいいのではないかと考えており

ます。

○濱本委員

自民党の会派は、本年の1月25日に東京財団が主催したいわゆる議会基本条例に関するセミナーにも参加してまいりました。その中で、やはり議員自身が、この議会基本条例、自治基本条例も含めてですけれども、認識が必要という思いを新たにしてお帰ってきました。

議会のことに関しては、当然、議会がということですが、地方自治全体ということであれば、やはり、要素としては、市民と市長をトップにする行政と、議長をトップにする議会、この三つがすべて含まれて、たぶん、自治基本条例だと思うのです。そういう意味では、議員一人一人も自覚を新たにしなければならないという部分もあることは重々承知しておりますけれども、報告書は出たのですから、そういう意味では、議会に対して、我々の報告書としてはこういうスタンスで書いてありますという、そういう申し入れをしてもいいのではないのでしょうか。それをどうするかは議会の意思ですから、それはそれで構わないのですけれども、そちらがせっかく大事な報告書をつくったのですから、一つのキャッチボールではないですけれども、投げかけがあってもいいのではないかと思います、その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室上石主幹

実際に、自治基本条例と議会の関連条文が入っていないまちづくり条例というのがありますけれども、ただ、基本的に、この条例の趣旨は、市民と行政とのルール、まちづくりに関するルールを決めるものでありまして、実際に、帯広市の場合は、議会の条文が入っていないまちづくり基本条例を制定しまして、その中に見直し条項というものを入れまして、将来的に議会の条文を入れているような形で当初つくっております。最終的に、帯広市は、議会は独自で議会基本条例をつくることになっておりますけれども、例えばニセコ町も、当初は議会の条文が入っていない自治基本条例というのをづくりまして、その後、見直しの中で議会の条文を入れたということもあります。

実際、これから策定委員会から提言書をいただく形になりますけれども、提言をいただく中でその中身を見まして、実際どういう形でこれから議会の部分を入れていくべきなのかどうなのかという部分は、策定委員会の中でも、また、いろいろ議論はしていきたいと思っております。

○濱本委員

策定委員会が立ち上がって、当然、議会の話題も出たときには、ぜひ遠慮することなく、議長はじめ議会にも投げかけていただきたいというふうに思います。

今年度の予算では、自治基本条例検討事業費が、昨年度は26万円だったものが、66万円になり、40万円の増額になっているということは、それだけ先に進める意気込みが表れているというふうに理解しておりますので、ぜひとも、焦ることはありませんけれども、着実に実質的に歩を進めていただきたいと思っております。

ただし、残念なことは、小樽市総合計画の中に自治基本条例のことがうたわれていて、前期実施計画の中には実は市政運営の部分に関しては一つも出ていないのです。予算計上もされていません。計画もないということなのです。けれども、実際は、こうやって予算をつけて進めようということになっているので、その辺は大変残念だなと思っておりますけれども、何か意図があったのでしょうか。

○（総務）企画政策室上石主幹

当初、昨年1月から市内研究会を立ち上げまして、実際に市内の中でこの自治基本条例のことについていろいろ議論を始めました。実際にこれから懇話会を立ち上げる中で、まず、実施計画をつくる段階で、どういうスケジュールでいくのかという部分がまだまだちょっと不透明なところもありましたので、実際に前期実施計画の中には記載されていない形になっておりますけれども、今、委員のおっしゃるような、一步一步前進をしていきたいと思っております。

○濱本委員

◎教育について

最後に、教育に関して、何点か取りまとめて質問します。

まず、先日、高校入試があつて、いよいよ 3 月を実感し、卒業式も間近で、この議会になると卒業式の話が、切り口はいろいろあるのですけれども、定番化しているみたいなどころがあります。そういう私も卒業式のことに関して質問をさせてもらいましたが、本年は、小学校の卒業式が 3 月 18 日の木曜日から 19、20、21 日と 4 日間にわたって 27 校でとり行われます。前から見ると、土曜、日曜日に卒業式を行う学校が 12 校ということで、今までから見ると、大分、本当に開かれた学校、保護者にも地域の人たちにも卒業式に出てもらいたい、出られるというスタイルが少しずつ形成されているというふうに思います。この辺については、評価はしますけれども、まだまだ一里塚みたいなどころがありますので、頑張ってくださいと思います。それは、答弁は要りません。

それから、次に、全国学力・学習状況調査について、小樽市は全校参加ということで大変うれしく思っておりますが、道内は 85 パーセントで、札幌市が参加しませんのでそういう数字になるのです。心配なのは、北海道は採点と集計の経費は 9,600 万円見ましたということなのですけれども、実は、この解析、分析、その辺については、小樽市は今までも教育研究所にやってもらっていたということがありますが、解析については、文部科学省が抽出した学校以外で小樽のテストに参加した子供たち全員の内容をきちんと今までどおりに解析をしていただきたいということで、それに対して、後で答弁をください。

それからもう一つ、道議会の中で、要は政治資金規正法違反の話が出ておまして、自民党も調査チームをつくらせております。その中で、北海道教育委員会は「教職員の服務規律確保に向け、違反行為となる具体例を各市町村教委に通知する異例の措置にも踏み切る」という新聞報道がありました。実際問題、こういうものが来ているのか。それから、文部科学省は、教員の政治活動を制限する教育公務員特例法違反の有無について北海道教育委員会と札幌市教育委員会に調査を指示しているということで、当然、道教委に指示されているのでしょから、小樽市教育委員会にも指示が来るのかなというふうに思います。

そこで、まず、前段の部分の具体例が道教委から来ているのかどうかということと、それから、法令違反の有無についての問い合わせが来ているのかどうか、それから、こういう法令違反の有無について過去に問い合わせがあったのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室長

まず、来年度にかかわる全国学力学習状況調査でございますが、現在、道教委で予算を計上しているところであるということについては承知をしております。道議会の後に、決定次第、北海道としての実施要領が作成されて通知が来るものというふうに思っております。

道教委の段階で、採点、集計、分析を行うことになっているのですけれども、その具体的なデータの渡しとかについては、まだ詳しいものは来ておりませんので、その辺を踏まえながら、子どもたちの学力の向上につながるような分析を市としてもしていきたいと思っております。

○（教育）学校教育課長

まず 1 点目は、今回、新聞に出ていました文部科学省が、いわゆる違反行為となる具体例を各市町村教育委員会に通知する異例の措置に踏み切るという部分で、通知が来ているかというお話ですけれども、今の段階ではまだその通知は来ておりません。

それと、2 点目の法令違反の部分について来ているのかという御質問ですけれども、これにつきましても、まだ、道教委のほうから調査通知については来ておりません。

それと、3 点目について、過去においてこういう通知があったのか、要するに照会があったのかということですが、これにつきましても、昨年の選挙のときにおいて、やはり同じようにポスターの掲示があったとか、あ

るいはビラ配りをしていたとかと、新聞に報道されましたので、それを受けて、そういう実態があるのかということで調査がありました。

○濱本委員

とりあえず、調査依頼があったということだけは承知をしましたので、それはまた別の機会にお聞きしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を集結し、公明党に移します。

○斉藤（陽）委員

3月3日付けで、小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～（後期実施計画）が配布されました。早速、目を通させていただいたわけですが、本日は、総務常任委員会所管の審議ということで、生涯学習関係の放課後児童健全育成事業、地域子ども教室推進事業、もう一つが子ども地域活動促進事業、この3事業について何点かお伺いしたいと思います。

◎放課後児童健全育成事業と地域子ども教室推進事業について

まず、放課後児童健全育成事業と地域子ども教室推進事業についてですが、今回のおたる子育てプランにおいて、この二つの事業がどのように位置づけられたのかということ、簡単に教えてください。

○教育部青木次長

今回の次世代育成支援行動計画の中に、地域子ども教室推進事業、それから放課後児童健全育成事業についてどのように位置づけられたかという御質問でございますが、まず、地域子ども教室につきましては、子どもの居場所づくりの推進ということで、休日や放課後などに子供が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」をつくり、遊びやスポーツ、体験学習などさまざまな学習機会を提供します。また、多くの子供たちが参加できるよう情報提供を進めますという中で、その目的として、地域子ども教室推進事業を、土曜日の午前中、学校施設を利用して地域のボランティアがスポーツや文化活動などの指導を行い、子供が安心して活動できる場所と機会をつくり出すということで、今後、事業の継続と内容の充実を図るということで位置づけてございます。

また、放課後児童健全育成事業につきましては、放課後、家に帰っても保護者が仕事などで家庭にいない子供を学校の余裕教室などで預かり、遊びなどを通じて生活習慣を養うとともに子供の安全を図りますという目的で位置づけているところですが、平成21年度につきましては、放課後児童クラブを市内27校のうち25校、それから小樽聾学校及び余市養護学校の児童を対象に実施してございます。また、特別支援学級児童の受入れも、開設している全校を対象にしてございます。

また、特別支援学級、小樽聾学校及び余市養護学校の児童については、小学校4年生まで延長して受け入れること、土曜日の開設場所については、通年を8か所、また、4月、5月の2か月間については5か所ということで実施してございます。

また、土曜日、3季休業期間の開始時間については8時半からというような内容で実施しておりますが、今期計画については、これらの項目について継続する、また、部門別に必要なところについては充実していくとともに、土曜日の開設場所の拡大につきましても考えて進めてまいりたいと考えております。

○斉藤（陽）委員

次に、この2事業について、あるいは2事業一体的にでもいいのですが、本市教育委員会として、どのように国の考え方については認識をされていますか。

○教育部青木次長

国のほうでは、放課後児童健全育成事業と、それから委員がおっしゃる地域子ども教室と類似しているのですが、

ちょっと内容等が違う放課後子ども教室、この二つの事業を連携して行うことによって子どもの放課後の安全な居場所が確保されると考えてございます。

ただ、小樽市におきましては、先ほど委員もおっしゃられたように、地域子ども教室というのは土曜日の午前中の実施ということで、平日の放課後の実施がございません。そういう点から考えますと、国のほうで考えている放課後児童クラブと、それから放課後子ども教室の連携という形では、小樽市としては、ちょっと難しいという考えでおります。

○斉藤（陽）委員

一体的に、あるいは連携してということは、本市としては難しいということで認識されていることはわかりました。必ずしもそれが悪いとかいいとか言っているわけではないので、まず、そういうふうには押さえておきます。

それで、放課後子ども教室推進事業は国が言っている部分ですけれども、平成21年度において、放課後子ども教室推進事業の全国の実施状況、また、道内での実施状況、さらに22年度に向けての道内の実施予定自治体数等について、把握されていらっしゃいますか。

○教育部青木次長

放課後子ども教室の平成21年度の全国、全道の実施状況でございますが、全国につきましては5,657か所、北海道につきましては75か所で実施されてございます。

なお、22年度につきましては、これからということなので国の予算づけの中では9,978か所を積算根拠として上げてございますが、北海道については、その数については把握してございません。

○斉藤（陽）委員

小樽市で行っている地域子ども教室の平成21年度の予算と現時点までの参加人員と、年度の終わりまででどうなるかという見通しについて、教えていただけますか。

○教育部青木次長

地域子ども教室の平成21年度の予算とその執行状況、また参加人員でございますが、予算につきましては、21年度は35万円、それから直近の2月27日までに参加した児童の合計は8,439人となっております。

21年度の決算見込みについては、おおよそ31万6,000円程度を執行する見込みでございます。また、参加人員につきましては、あと、3月6日の1回を残してございますが、そこに見込まれる参加児童数を考えますと、年度で9,000人ほどが利用されるのではないかと考えております。

○斉藤（陽）委員

今、平成21年度の部分で教えていただいたのですが、推移として19年度、20年度それぞれ予算額、決算額、それと参加数を教えていただきたいと思えます。

○教育部青木次長

まず、平成19年度から申し上げます。

予算額が50万円、決算額が41万7,564円、参加した児童数が1万1,388人です。

21年度は合計で8,439人ございました。それで、プラスして、見込みとしては500人程度の利用が見込まれますので、9,000人弱程度の利用ということになります。

続きまして、19年度の予算、決算については申し上げますが、利用した児童数については1万1,388人、20年度につきましては、予算が47万5,000円、決算額については35万344円、利用した児童数については1万4,135人となっております。

○斉藤（陽）委員

平成19年度、20年度、そして先ほど伺った21年度、22年度の予算額が30万円ということで計上されているわけですから、この数字の推移を見ていきますと、教育委員会はそうではないとおっしゃるのだと思うのですが、ど

うも先細りになっていくというふうに見ざるを得ないのです。この辺の必要性あるいは効果が低下しているという
ような認識を教育委員会はお持ちなのか、この事業についてはだんだん縮小方向にあるという認識でいらっしゃる
のかということを確認しておきたいと思います。

○教育部青木次長

予算面での縮小傾向が見られることで事業が縮小傾向にあるのではないかということですが、子どもは図書を購
入したりしていますけれども、子どもの遊具、バトミントンのラケットですとか、そういうものについては多少在
庫もございますので、そういうものを使いながらやっていることと、学校の協力を得て、学校にあるボール等の使
用をさせていただくなどによって、子どもたちが遊ぶ遊具については十分使えているものと考えています。

また、もう一点申し上げておきたいのは、土曜日の午前中に学校の体育館などで実施しているこの事業ですけれ
ども、活動ボランティアや市民の方などがそこでいろいろなスポーツとかレクリエーション等の活動を支えてくだ
さり、各学校を巡回していただいております。その団体が毎年増えてまいりまして、平成19年度では6団体、そ
れから20年度では9団体、また、21年度ではさらに1団体で増えて10団体が入っております。ゲートボール協会、
ダンス運動、スポーツちゃんばら、それから茶道や職人の会など、さまざまな団体がこの事業に加わってきてござ
いますので、子どもたちが活動するそういうメニューは広がってきているというふうと考えております。

○教育部長

1点だけ申し上げたいのですが、平成19年度は1万1,300人、それから20年度は1万4,000人、今年度は9,000
人になっているのですが、これは、御承知のとおり、9月から12月にかけて新型インフルエンザの関係で学校閉鎖、
学級閉鎖した学校については、その期間、土曜日も閉めざるを得なかったという部分ありますので、その辺はお含
みおきください。

○斉藤（陽）委員

予算額は減っているけれども、参加者あるいはボランティアの人は着実に増えていっており、教育委員会として
は、そういった必要性あるいは事業の効果等が低くなっているという認識ではなく、今後も事業を継続し、より充
実していきたいというふうに押さえてよろしいですね。

地域子ども教室はこのぐらいにしておきまして、次に、放課後児童クラブの問題です。これは、従来の質問でも、
国庫補助が平成21年度までで、22年度からはいわゆる年間の実施日数が250日未満のところについては補助金廃止と
いうような方針と伺っていたのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○教育部青木次長

委員のおっしゃるとおり、放課後児童クラブの開所日数が250日未満、250日に満たないクラブについては平成22
年度からは補助金が出ないということで数年前から通知を受けて、それに向けて対策を考えてきたところですが、
1点、厚生労働省のほうからの通知がございまして、年間開所日数が250日未満の施設に対する補助金を利用者への
ニーズ調査の結果で同日数を開所する必要がないと判断された施設については継続することとしたという情報が入
っております。

ただ、これも、北海道を通じてこの内容について確認したところ、利用者のニーズ調査がどのように行われるの
か等について不明でございますので、原則としては、250日未満の施設については、22年度から補助金についてはな
くなるということで受け止めております。

○斉藤（陽）委員

今提案されている平成22年度の予算が9,731万9,000円ということで、その中に道補助金2,887万1,000円が計上さ
れていますけれども、この部分の道補助金の中に国庫補助金が全く含まれていない、計算されていないというふう
な理解なのでしょうか。それとも、この段階では従来の計算そのままなのか、あるいは道補助金が通常よりも膨ら
ませてあるのか、どうなのでしょう。

○教育部青木次長

今、国庫補助金と申しましたが、北海道を通じて補助されるということでございますので、道支出金ということで、こういう記載をさせていただいています。

また、250日未満の開設についてなくなるということで、私どものほうも、250日に満たないところについては、補助金については減額して算定してございますが、250日以上のところについては、補助金の算定を見込んでおります。

○斉藤（陽）委員

国庫補助金も北海道を通じて補助されるので、道補助金という形で予算説明書にのるわけですが、これは、要するに廃止されて国庫補助金がなくなった分については、当然、計上されていないという理解でよろしいですね。

それで、従来から議論になっていますが、放課後児童クラブについて、土・日の受入れ、開設時間の延長、小学校4年生以上が入りたいといった場合の対応、それから、障害を持つ児童への対応についての考え方は今回の新しいおたる子育てプランの後期実施計画に向けてはどのような考え方で対応されるのでしょうか。

○教育部青木次長

まず、3点お問い合わせいただいたうちの土・日の実施ということでございますが、日曜日については、従前から開設してございませぬし、今後も日曜日については開設する予定はございません。土曜日については、平成20年度まで市内5か所の小学校で集約して開設していたところでございますが、平成21年度については、その5か所で4月、5月の開設を試行いたしました。また、22年度については、この数を増やして11か所で開設するというのを考えてございます。また、先ほど申し上げました通年開設については5か所だったわけですが、22年度については1か所増やして6か所ということで考えてございます。

あと、開設時間の延長ということでございますが、16年度におきまして、それまで午後5時までの開設だったものを6時までと1時間延長してございます。この開設時間の延長につきましては、利用者の要望等を聞きながら、また、全道の放課後児童クラブの状況などを見ながら今後検討してまいりたいと考えております。

それから、小学校4年生以上の受入れということでございますが、4年生以上の受入れにつきましては、障害を持つ子供、特別支援学級等に在籍する子供ということで拡大をしてきたところでございます。18年度に4年生の障害児の受入れを試行しまして、19年度にはその受入れができたということで実施に至りました。その後、20年度、21年度と小学校5年生、6年生の受入れについても試行はいたしましたけれども、種々の理由によりこの受入れは難しいということで、4年生までの実施ということで考えております。

○斉藤（陽）委員

先ほどの地域子ども教室と今の放課後児童クラブについては、本市としては、冒頭の話のように、それぞれ単独の事業という扱いですが、従来、議論をさせていただいている統合した場合の問題点、例えばボランティアスタッフの確保がなかなか苦勞する、あるいは開催日数を国が言うように250日まで持つていくのはなかなか大変だということですね。それから、国のいわゆる補助金政策が変わってしまうと、単費になってしまうというような問題等々あって、なかなかその統合が難しいという部分の市教委の問題認識については、現在でも基本的に変わらないという考え方でよろしいのですか。

○教育部長

根本的にあるのは、放課後児童クラブは厚生労働省所管の事業で、それから、この地域子ども教室関連の事業というのは文部科学省所管の事業だと分かれているところが、いずれと申しますか、仕組みがとりづらい。ですから、放課後児童クラブとしては一定程度の補助制度というのはあります。薄くなっているか厚くなっているかというのは、また、これは見方によって違うところなのですが、文部科学省が指導している子ども教室的な部分というのは、今、委員からもありましたように、3年間あったのですが、その後が切れていて、今、小樽市としては、

ボランティアに主にお願ひするという形でやっています。ただ、これは、何十年來の議論なのですけれども、幼保一元化の議論も含めて、そこを今後どういうふうに展開していくのか、そこが整理されないと、厚生労働省所管の補助金を入れて指導員を雇って放課後児童クラブをやっているところに、文部科学省の地域子ども教室的なものを放課後児童クラブと同じようにやるためには、そこに指導員をやはり入れなければならないわけですけれども、その手だてというのが財源的にどういうふうになるのか。ですから、ある意味では、幼保一元化もそうなのですけれども、文部科学省なり、厚生労働省なりの事業としての仕切りの部分から議論していただかなければ、なかなか現場としては厳しい部分があると、そのような印象を持っております。

○齊藤（陽）委員

◎子ども地域活動促進事業について

今まで伺っていた流れとちょっと別の問題になるかもしれないのですけれども、子ども地域活動促進事業という体験を中心とした事業ですけれども、まず、この子ども地域活動促進事業についての目的、あるいはねらい、それと実施年度、それから内容について簡単にお示しください。

○教育部青木次長

子ども地域活動促進事業ということで、現在は行っていない事業なのですが、これにつきましては、まず、ねらいということでは、子供たちが体験活動とか読書活動などでさまざまな体験をすることによって子供たちの健全な育成を図るということで始められたもので、平成13年度から社会教育施設などと連携して実施してございます。

それから、内容につきましては、さまざまな活動がございしますが、博物館で行いました子ども考古調査隊とか、図書館で行いました子ども図書館司書講座、また、NPOの御協力をいただいて実施した蘭島川水辺の楽校などの体験活動を行ってございます。

○齊藤（陽）委員

この事業については、平成19年度までで事業終了ということなのですね。19年第1回定例会の予算特別委員会で私が質問をさせていただきまして、当時の生涯学習活動が体験活動を中心とした事業でございまして、これにつきましては、さらにプログラムメニューを増やしながらかまたやってまいりたいと考えておりますという御答弁をいただいた矢先にその年度で終わってしまいました。その考え方の変更の理由についてちょっと説明いただければと思います。

○教育部青木次長

この事業につきましては、従前から、こども夢プランなどの財源を活用して実施してまいりました。そのような補助金については年度が限られているということで、それが一定の年数がたつとなくなるわけなのですが、その後、例えば平成18、19年度については、経済産業省の補助金で地域自立民間活用型キャリア教育事業という、ものづくりの支援の関係ですが、こういう補助金などを活用して実施してまいりました。また、そのような形で財源を探しながら実施してきたという経過があるものですから、その財源の確保にめどがつかず、この水辺の楽校などの体験活動などについては、一応、19年度で終了ということになったものでございます。

○齊藤（陽）委員

事業の中身、必要性、効果といった部分について、必要性がないからやめたというのではなくて、財源の確保ができないからとりあえずできなくなってしまったというのが実際のところかというふうには思うのですけれども、今後、この今期実施計画の中で、体験的な活動の促進についてはどのように位置づけられるのか。今回示された中で、なかなかそのような体験的な内容が見当たらないのですが、他の事業の中に、そのような役割を含ませて位置づけるというようなお考えかもしれないのですけれども、それで事足りるとするのかどうか、この点についてお考えを伺いたいと思います。

○教育部青木次長

体験活動につきましては、先ほど申し上げた蘭島川水辺の楽校のようにNPOの力をかりて実施したのもありますけれども、それ以外にも社会教育施設がそれぞれのプログラムとして行っている子供に対する体験活動はさまざまなものがございますが、こういうものを充実していくことが必要になっていくかと思えます。

また、NPO法人の水辺の楽校につきましては、私が伺ったところでは、市内の小学校で独自にNPOの協力を得て実施しているところもあると聞いていますし、また、海の学校ということで、海を舞台として子供たちが体験をするという活動も民間のほうで行っていると聞いておりますので、そういうものと連携を図りながら子供たちの体験活動の幅を広げていく努力を続けてきたいと思っております。

○齊藤（陽）委員

民間がやっているというのは確かにいいことです。いろいろな仕組みの中でやっているのですけれども、確かに、以前の質問でもありましたが、小樽市の場合は、本州のいろいろな大都市と違って地域的な教育力が基本的にあるから、何でも国のやり方に乗らなくてもいいという考え方もあるのですけれども、確かに、潜在的には地域の力というのはあるのですが、それを実際に形にする部分で行政の役割というのは非常に大きいと思うのです。ですから、そういう部分を民間がやってくれるからいいということで行政が手を引いてしまうという基本的な行き方はまずいのではないかというふうに考えています。

最後に1点だけ、平成20年度にこれは事業終了ではなくて事業休止になった子ども情報誌「大すきおたる」の発行事業については、後期計画では、この中では事業の継続と内容の充実ということで、いったん休止になったのですけれども、今回復活しているというのもあるのですね。その情報誌の内容というのが、それだけではないにしても、自然観察とか、体験活動とか、そういったことの情報を発信するものだと思うのです、その「大すきおたる」を復活させておいて、その中身に当たる部分が先細っていくということでは、いわゆる情報誌は充実しても、その中身が薄くなるのではちょっと逆行ではないかという感じも受けるのですが、この点についても御見解を伺って終わりたいと思えます。

○教育部長

基本的には、委員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。この子育てプランの中で体験的学習という項目が落とされているという部分は確かにあります。ただ、教育委員会の立場で、その体験的学習というものは当然否定するものではないですし、拡大をしていかなければならないという認識は持っています。

大きく分けると、一つは学校教育、学校という仕切りの中で体験的学習をどういうふうに拡大していくのかという部分がございます。これは、御承知のとおりだと思うのですけれども、それぞれの学校で総合学習の時間なども含めて、新聞にもいろいろ取り上げられていますが、ここは拡大をしていますし、職人の会とか、地域の方々の御協力を得ながらやっていきます。

それから、社会教育の分野では、学校教育のような組織的という形にはなかなかならないのですけれども、この子育てプランで言いますと、28ページのところに、社会教育施設を活用した学習機会の提供という項目でそれぞれ載せています。これは、子どものプランですから大人の事業は除いているわけで、子どもを対象にした図書館ですとか、総合博物館の事業なのですけれども、ここ数年、文学館、美術館などにおいて、昨年の中村善策展でも、ある学校の美術の先生と一緒に中村善策が見た風景を子供たちにも行かせて、絵を書いて展覧会を行うというさまざまな取組はしています。その仕切りの部分で、やめてしまった事業もあるものですから、重要でなくなったという認識ではないということで、御理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、「大すきおたる」なのですけれども、昨年度から手宮・色内方面で学校支援地域本部を立ち上げました。地域本部のメニューの中に、子供のいろいろなイベント等を広報するという項目がありましたので、そちらのほうの事業費を活用させていただいてやってきたという経過もあります。

それから、もう一つの経過としては、今年度まで、夢基金のお金を使いまして子供の科学の祭典を夏にやりまして、多いときで 1 日に 3,000 人ぐらい来られる大変人気のある事業なのですが、仕分けの中でなくなってしまいました。ただ、これは、私どもはぜひやりたいということで、今年度、新たに、額は決して多くないですけども、今まで講師の方に払っていた謝礼を全部我慢してもらって材料費だけは市教委で用意するというので 50 万円を計上して、新規事業で上げさせていただいた部分があるものですから、確にお金をかけないで何でもできるということではないですけども、国なり、いろいろな基金の制度がなくなったから全部をやめるということではなくて、私どもとしても、体験学習の拡大については、できるだけ努力をしていきたいと考えています。

○千葉委員

◎新地方公会計制度に基づく財務 4 表について

新地方公会計制度に基づく平成 20 年度小樽市の財務 4 表を資料としていただきました。

それで、平成 19 年 10 月に総務省から公表されました新地方公会計制度実務研究会報告書の総務省方式改訂モデルによる財務諸表ということで作成をされております。

初めに、まず、この四つの表の概要について、御説明をお願いしたいと思います。

○（財政）財政課長

財務 4 表の概要についてでございますけれども、地方公共団体の会計制度、いわゆる官庁会計と呼んでおりますけれども、年度ごとの歳入とか歳出、あるいはその収支など、フローについては明らかになるのですけれども、資産や負債といったストックはなかなかわかりにくいと指摘されておりました。こうしたことから、国のほうで、この官庁会計制度を補完するような目的で新しい地方公会計制度の整備が必要と判断いたしまして、全国の地方公共団体全部に対して、国もそうなのですけれども、平成 21 年度中に民間企業の考え方を取り入れた発生主義あるいは複式簿記といった考え方を取り入れた財務書類 4 表を整備するということを要請しております。

この財務書類 4 表なのですが、一つは市が保有する資産、負債、純資産の状況を表した貸借対照表、二つ目は 1 年間に市が行った行政サービスに要するコスト、あるいは反対に使用料及び手数料などの収入を示した行政コスト計算書、三つ目には、貸借対照表にある純資産が 1 年間でどのように増減したかを表した純資産変動計算書、それから四つ目が、1 年間の収入と支出を行政活動で区分して資金がどのような理由で増減しているかを示した資金収支計算書、これが財務 4 表というものでございます。

これにつきまして、先ほど全国の市町村が 21 年度中と申しましたけれども、小樽市では、昨年 12 月に、一般会計だけではなく、特別会計、企業会計などを含めた市全体の財務書類を作成したということでございます。

○千葉委員

前回いただいたこの財務 4 表から読み取れるさまざまな比率などがあります。今まで、地方公共団体の財政健全化に関する法律の中で、健全化判断比率のように基準値というのがありまして、それよりもオーバーしているのか、それよりも下なのかということで、早期健全化団体とか、財政再生基準ということで、そういう基準の数値があるかと思うのですけれども、今回の財務 4 表に関してのさまざまな比率に関しては、そのような基準値にあたるような数字というものはあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

財政健全化法の健全化判断比率が平成 20 年度決算から本格適用ということになりまして、この財政健全化法と新地方公会計の整備というものは、やはり相通じる同じような趣旨、目的でつくられたようなものではないかと私自身は思っております。

それで、この新公会計制度に基づいた比率はいろいろ出ますけれども、この比率につきましては、先ほど委員がおっしゃいました総務省方式改訂モデルと標準モデルというものがございまして、この大きな違いというのは、総

務省方式改訂モデルというのは、決算統計という調査がありまして、それは昭和44年から普通建設事業費を積み上げていって減価償却をしてという推計方式でつくるようなものでございます。それで、標準モデルというのは、一つ一つ各資産を評価して積み上げていった結果がどれだけの資産価値であるというような方式でつくるものですが、多くの地方公共団体が前者の総務省方式改訂モデルという形を使って作成している途中というふう聞いております。

それから、各団体によって、例えば歴史とか、地勢とか、あるいは産業形態などいろいろあると思います。その産業形態によって、ストックの社会資本の整備状況とかは変わってきますので、そういうことを考えますと、一律的な指標というものは出しにくいと考えておりますし、総務省などからもこういった基準だというのは、現在のところ示されておられません。

○千葉委員

今のところそういう判断基準というものはないということですが、例えば、この指標がこれから平成20年度、21年度と出てくるわけですけれども、見る側としてどういうところに着目していったらいいのか、その辺について教えていただけますでしょうか。

○（財政）財政課長

この新公会計制度の目的というのは、先ほど官庁会計の会計制度の補完というふうに申しましたけれども、やはり大きな目的というのは債務の減少が目的にあるのではないかと考えています。例えば純資産の比率などが出てきますので、先ほど地勢とか、歴史とか、産業形態などの違いがあるというふうに言いましたけれども、類似団体というものが全国にございます。ですから、全国で各市町村が手がけているものでございますので、類似団体同士の比較というものができるのではないかとというのがまず1点です。それと、本年初めて平成20年度決算でつくりましたが、今後21年度、22年度、23年度とつくっていくわけですから、その年によっての経年変化というものが見えてくるのではないかと、この2点が今のところ考えられるというふうに思っております。

○千葉委員

今回出していただいた資料の中で、貸借対照表からわかる比率が何点か出ているのですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

◎公共資産の世代間負担率について

初めに、公共資産の世代間負担率ということで出ています。

財務4表の貸借対照表の普通会計で60.4パーセントという割合になっていますけれども、今お話があったように、その基準値となるようなものがないということで、この割合がどうかということは、現在、ちょっとわからないのですけれども、この世代間負担率というものがどのような数値なのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

○（財政）財政課長

資料の中で、公共資産の世代間負担率というものを出しております。これは、純資産を公共資産で割った値でございます。純資産というのは、これまでの世代がつくってきた、いろいろ公共資産がある中で、これまでの世代によって負担された割合、逆に言えば、今後、負担をなさないものを差し引いたものと考えますけれども、その割合が公共資産の世代間負担比率ということで、要するに、公共資産における本当の正味資産の割合というふうに認識しております。

○千葉委員

今お話があったように、過去、現世代の我々が負担をしてきている比率ということが理解できたのですけれども、市民の皆さんもそうだと思うのですが、やはり、これからの負担に対しての比率というのが非常に重要というふうに思っております。

今回、この公共資産の世代間負担率ということが出ているのですけれども、この公共投資の将来世代の負担比率

については、小樽市として、どのような比率になっているのか教えてください。

○（財政）財政課長

参考資料等でいろいろ出ている中で、数点、代表的な比率を示したわけですが、今、委員が御指摘の資産ではなくて負債を公共資産で割るというふうに計算いたしますと、普通会計で47.7パーセントという数字が出てきます。それから、連結の市全体では52.0パーセントという数字が出てきます。

○千葉委員

先ほど言ったように、比べられるような数字がないということで、どうなのかということなのですが、ここ数年、若干、ネット上でも公表されている自治体がありまして、今数字を聞きましたら、やはり、公共投資に対するこれからの世代の負担率が47.7パーセントというのは、ほかの地方自治体を何か所か見たのですが、非常に高いのかなという感じがいたします。

これらの数字から、小樽市の公共投資に対する負担率なのですが、財政状況とかみ合わせてどのように読み取れるのかということについて、財政部の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）財政課長

今まで本会議でも申しましたけれども、将来に対する負担というものは本当に重要な指標だというふうに認識しております。それで、先ほど委員が言われた財政健全化法の健全化判断比率を見ても、将来負担比率というような数値はございます。

それで、普通会計ですと47.7パーセントというのが他の自治体と比べて高いのか低いのか、その辺の詳細は申ししておりませんが、今後、社会資本整備あるいは建設事業を行っていく際に、やはり、ある程度、施策の優先順位等を考えまして厳選していくことも考えられますし、過疎団体になったということでも利便な起債を使って社会資本を整備していくということも必要になってくるのではないかと考えております。

○千葉委員

普通会計の貸借対照表も出ておりまして、これはちょっと詳しく、私自身も検討していかなければいけないと思っているのですが、この流動負債の部分が92億3,900万円ということで、これに対して流動資産9億6,100万円という数字になっております。財政調整基金とか減債基金など全く貯金と言われる部分がないという状況で、流動負債に対して流動資産が10分の1程度ということで、この数字的にも非常に厳しい財政状況というふうに感じております。

先ほどお話があった実質公債費比率とか将来負担比率、これは、一応、その基準値以内にはおさまっていると思うのですが、こちらの計算上ではいろいろ控除される額が多くて、実際に小樽市の財政状況がどうなのかということが本当に出ているのかどうかというのはちょっと懸念される材料と私自身は思っておりまして、やはり、この流動負債、流動資産ということだけを見ても、非常に資金繰りが苦しい状況がわかると思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○（財政）財政課長

確かに、社会資本整備によって今後の負担は残っていると思います。ただ、今までも申してきましたけれども、元利償還金のピークが平成16年度で、その後はだんだん建設事業費の抑制によって財政健全化というような形で下がってきております。ですから、今後も、建設事業等の厳選、施策の優先順位、あるいは政策のスクラップ・アンド・ビルド、こういうことを徹底してやっていけば、必ず財政状況はよくなると思いますし、そういう努力を今後もしていかなければいけないと考えております。

○千葉委員

今、これは、平成20年度の財務4表ということからの数値なのですが、先だっていたいただいた新年度の第6次総合計画の前期実施計画の内容を見ましても、学校関連だけでも、例えば耐震化の推進とか、オタモイと新光の

学校給食共同調理場の統合・新築ということで、金額的にも非常に大きな事業計画が出ておりました。これは、市民の目から見ましても、やはり進めていただきたい事業だと思っておりますし、これからは新病院の建設ということで、本当にハード面で財政負担の大きいものが次々と出てくるということで懸念をしております。

今、財政健全化ということで本当に黒字を少しずつ確保しながら累積赤字解消に向けて小樽市も必死で取り組んでいる最中でありますけれども、この資金繰りが大変厳しいと思われる状況の中で、今後、この計画にのっている事業計画をどのように進めていくのか、その財源の確保が一番心配なところでありまして、先ほど過疎対策事業債のお話もありましたけれども、この辺も含めて、今後の財源の確保、また、これからの財政運営に関して、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○財政部長

これからに向かって一番頭の痛いところでございますけれども、小樽市の財政構造は、何度も申し上げておりますけれども、約半分は交付税に依存しておりますので、正直申し上げて、交付税の動向がどうなるかというのがこれから一番大きく影響することだと思います。市税がこれだけ落ちてきておりますので、私どもだけではありませんけれども、自主財源の確保というのはなかなか難しいというのが現実でございますので、まずは地方交付税のさらなる充実、確保を求めていかなければなりませんし、また、そのときの動向によって、その後の財政運営というのは大きく違ってくるだろうと思っております。

先ほど言いました懸案事項なり、大きな事業も控えておりますので、何とかその実施に向けては財源を確保して頑張っていきたいと思っておりますけれども、自助努力といいますか経費の節減とあわせて、それらの国からの交付金の増額なども要望していき、可能な限り、将来の負担をなるべく軽くできる範囲内の財源対策を選択して、工夫していかなければいけないと思っております。

○委員長

公明党の質疑を集結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 3 時 15 分

○副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○佐々木委員

私のほうからは、大きく 4 点ほどになりますけれども、予算の内容について、自分も学習する意味において説明を求めていきたいというふうに思います。それから、その他のところについては、今、行政が一生懸命取り組んでいることをできるだけ理解をして、頑張ってもらいたいという観点で質問していきたいと思います。

◎市税の増収について

最初に、市税の増収ということでお聞きしたいと思うのですが、代表質問でも質問をしましたが、平成 22 年度の予算編成の中で、歳入の 4 分の 1 を占める市税の関係について伺いたいと思います。

市税の関係で言いますと、22 年度は 140 億円で、21 年度より 9 億 4,000 万円のマイナスという編成でございます。

中身を見ますと、個人市民税が 21 年度 50 億 1,000 万円で、22 年度が 45 億円で、前年度と比べて約 4 億 7,000 万円のマイナス。法人市民税については、21 年度が 11 億 1,000 万円、22 年度が 12 億 4,000 万円、前年度と比べて約 1 億 3,000

万円のプラスになります。それを合わせて、市民税が 3 億 4,000 万円のマイナスだったというふうに思います。

それから、固定資産税は、21年度が64億8,000万円、22年度は60億4,000万円ということで、約 4 億 4,000 万円のマイナス。それから、都市計画税は、21年度が12億6,000万円、22年度は11億7,000万円ということで、約9,000万円のマイナスとなっております。

それから、たばこ税は、21年度は 9 億 3,000 万円、22年度は 8 億 6,000 万円と、約 7,000 万円の減となって、その他のところでは21年度は 1 億 5,000 万円、22年度も 1 億 5,000 万円の計上という形になっていて、トータルして市税の関係は、先ほど言いましたように、9 億 4,000 万円の減で編成されたというふうに理解しています。

そこで、お聞きしますけれども、それぞれの項目のいわゆる増減の要因をちょっと詳しく分析したものを伺いたいと思います。

○（財政）市民税課長

昨年度の予算と比べての新年度予算案について、その増減の主な要因について、税目ごとにお答えいたします。

まず、景気動向は非常に悪い状態が続いております。そういう中で、市内の企業においても、企業収益あるいは個人においては個人の所得の減少傾向が続いていることを踏まえまして、まず、個人市民税では、納税義務者が減少している、あるいは給与所得などの所得が減少していることから試算しまして、約 4 億 7,000 万円の減少というように見積もっています。また、法人市民税では、特に均等割についてはそんなに増減はありませんが、法人税割において、特に卸売、小売業やサービス業などで減収がありました。しかし郵政関係の税収が見込まれることから、約 1 億 3,000 万円の増収を見込んだものであります。

また、固定資産税及び都市計画税につきましては、過去の収入率の推移などを勘案しまして、約 5 億 3,000 万円の減収というように見積もったところです。また、たばこ税につきましては、喫煙者の減少あるいは健康志向の高まりや喫煙環境の変化などによる販売本数の減少傾向が見られますので、そこから約 7,000 万円の減収と見込んだところであります。

○佐々木委員

今、少し分析した形で報告をいただきましたけれども、予算上で一番減額幅が大きいのは固定資産税で約 4 億 4,000 万円の減額を見込んでいますけれども、このところをもう少し詳しく分析していただけますか。

○（財政）資産税課長

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産とあります。

土地につきましては、長らく地価の下落というのが続いてございまして、下がっております。ただ、家屋につきましては、新增築家屋が若干増えてございます。償却資産につきましては、企業の設備投資が鈍いといったことで少なくなっております。トータルいたしまして、ほぼ前年度と同じような推移をたどってございますけれども、先ほど市民税課長も申しましたように、今回、収入率で現実に見合う数値を使ったものですから下がったというような状況でございます。

○佐々木委員

詳しい説明をありがとうございます。

市税の関係は、予算説明書のページで言うと15ページですけれども、市民税の中で、いわゆる収入率というのがありますが、この収入率についての説明をいただけますか。

○（財政）市民税課長

収入率の出し方ですけれども、これは、予算に対して実際の収入済額の比率で出すということでございます。

○（財政）税務長

個人市民税もそうなのですが、すべての税目で、今回もありますような、直近の税制改正や近年の収入率の推移を見ながら、ある一定程度の調定額を出しています。その調定額に対して、先ほど言いました最近の収入率

を掛けて、そして予算を出しております。

○佐々木委員

そうすると、今年度の市民税の収入率は、個人が96.1パーセントとなっていますが、これは過去もそうですか。この後もそうなりますか。

○（財政）税務長

近年の市税概要にも掲載しておりますけれども、平成19年度に三位一体改革の中で、大きな税率改正がありました。その税率改正後の収入率を見ますと、96.1パーセント、96.4パーセントと、そして、なおかつ21年度決算見込みを見ても大体96パーセント前後になっておりますので、直近の、本年度の決算見込みの収入率で今回は計上させていただきます。

○佐々木委員

今、それは小樽の例ですね。全道的ということではなくて、小樽市の収入率が96.1パーセントということですね。それから、次に滞納繰越分が個人で1億5,540万円となっていますが、数字に照らして御説明願います。

○（財政）納税課長

滞納繰越分につきましては、個人市民税が1億5,540万円ですけれども、それにつきましては、先ほども説明しましたけれども、滞納繰越分自体が二つの要素からなっております、一つは平成21年度現年課税分の未収分、それともう一つは、21年度以前の過年度の未収額、それを足して今回22年度の調定額というのをつくっております、その調定額に21年度の決算見込みを出すときの収入率を使用しまして、それを今言いました二つを足した調定額に掛けた金額が、個人市民税の、1億5,540万円ということで、調定額につきましては、もともとは4億4,400万円が22年度の滞納繰越分の調定額と出しております、それに大体21年度の決算見込みの収入率が35パーセントでしたので、それを掛けたものが滞納繰越分の予算額になるという仕組みになっております。

○佐々木委員

ここに載っている滞納繰越分と個人市民税の今年度の予算額、これとの関係を見ますと、滞納繰越分は全体予算の中の3.4パーセントになるのですよね。この意味合いというのは何と表現したらいいのでしょうか。

○（財政）税務長

委員が今、そのように計算しまして、3.4パーセントになるかと思うのですが、我々は、あくまでも予算を計上するに当たりましては、先ほどの繰返しになりますけれども、現年課税分につきましては、税制改正などの動向を視野に入れ、なおかつ、過去の収入率をもって出しております。

また、滞納繰越分につきましても、当然、過去からの滞納繰越分、さらには、本年度の分の見込みを足して、それに先ほど言いました直近の収入率を掛けて出しております。個々に出しておりますので、結果的なものです。ですから、出し方は個々に出しておりますので、全体の両方を合わせた収入の率が何パーセント、何パーセントという仕組みにはなっていません。

○佐々木委員

私のほうで聞きたいのは、滞納繰越分としてこのように予算額をつけていると。その比率から見ると3.4パーセントになりますねと、こう言っていたのです。その表現の仕方が、何と言えばいいのか。その後ずっと見ますと、それぞれのパーセントが出てくるのです。そういう比べ方をしてはいけないということですね。

わかりました。

そのつくりからすれば、収入率は、96.1パーセントと4パーセントくらい低くなっています。総体的には、歳入予算の達成に向かって一生懸命やらなければならないのは当然です。ですから、目標にどれだけ迫るかということについて言えば、現年課税分と滞納繰越分の徴収を頑張るとのことだと思っておりますけれども、現年課税分の予算の収入率については、いわゆる徴収できない分を見込み、意外と厳しい率としていると思うのですが、その数字にど

れだけ迫っていけるのか、意気込みを聞かせてください。

○（財政）納税課長

今、この予算に対しての対策については、100パーセントとれるものはとるということだと思いますけれども、滞納につきましても、今までも何回も説明しましたが、従前どおり、電話や文書催促、又は臨戸訪問、そして悪質なものにつきましては、預貯金の差押さえを強化する。そしてまた、今年度、新たにインターネット公売というものを行っておりますので、それについても、差押さえした動産や不動産の換価について積極的に進めてまいりたいと思っています。

○佐々木委員

できるだけ一般論ではなくて具体性を持って示していただきたいという思いで質問しているのですけれども、実際の表現の仕方はいろいろあるのだろうと思うけれども、納付というのと滞納というのがあります。滞納分について、いわゆる収納率向上という部分と滞納というのを分けて考えたいと思うのですけれども、そういうところはどうのように工夫をしていますか。

○（財政）納税課長

納税課としては、主に、どうしても滞納繰越分とか滞納についての課なものですから、そこが主流にはなりません。ただ、現年課税分につきましても、口座振替等の勧誘、これは銀行に委託していますけれども、それとか、先ほどの住民税の納期限が来ていますので、お忘れではないですかという宣伝とか、そういうのは毎年、一つずつやっております。

○佐々木委員

実績なのですけれども、昨年度の場合と、それから、収入率を上げるということで、今年度目標値とする部分について、数字で説明していただければと思います。

○（財政）納税課長

数字と言いますと、極端ということはないのですけれども、納税課が平成14年度に組織の見直しをしまして、納税交渉などの滞納整理について、今まで足で集金を主にやっていたという時代があったのですけれども、14年度を境に財産調査を行って、その強化をし、差押さえをしましょうということで、ちょっと遅れていますが、18年度から効果が出てきていまして、一応、これは広報でもお知らせしているのですけれども、差押さえ件数ということであれば、18年度には442件ありましたけれども、これが19年度は828件、それから20年度は1,244件ということで、市税充当額につきましても、18年度は約2,259万円、19年度が3,720万円、20年度が6,347万円、21年度も、私の押さえでは1月までですけれども、今のところ5,100万円ぐらいたしか充当されていますので、そういう努力はしてきております。

○佐々木委員

一層、収納率を上げていくという意識はわかりました。努力については理解をします。

この項の最後にしますけれども、いわゆる自主財源を確保するためには、税の関係だけではなくて、税外収入の向上も各市町村でやっていることではないかというふうに思います。私は、代表質問の方では、遊休資産の売却とか、広告料の増収を図るとか、こういうような取組があるだろうという話はしていたのですけれども、具体的に市のほうで税外収入を上げるという考え方をお願いします。

○（財政）笹山主幹

税外収入に対します考え方でございますけれども、今、佐々木委員がおっしゃいました広告料の増収とか、それから、遊休資産の売却等をこれまで進めてまいりましたが、平成22年度予算に計上しました新たな歳入というのはございませんけれども、今後とも、引き続き、他市町村の例等を参考にしながら新しい歳入の検討をしてみたいと思っています。

○佐々木委員

後日、また聞かせてもらえればと思います。

◎校舎等の整備について

次は、校舎等の整備の関係です。

校舎施設整備の関係というのは、現場からいろいろと声が上がってきていると思います。やはり、いい環境で学習したい、過ごしたいと、いろいろな要求があると思いますけれども、最初に、新年度で、今のところ予定している工事について教えてください。

○（教育）総務管理課長

校舎整備の実際の工事でございますけれども、新年度につきましては、新年度予算の部分と、それから本定例会で先議していただきましたきめ細かな臨時交付金の部分と両方にわたって工事費の予算がついていますので、あわせて説明させていただきたいと思います。

まず、先議していただきました部分につきましては、小学校校舎外壁及び高圧受電設備等改修事業費といたしまして4,400万円を計上しております、中身といたしましては、桜小学校の外壁工事、それから継続しておりました色内小学校の校舎の防水工事、それから入船小学校ほか7校、全8校で電気の高圧受電設備、これは学校につきましては高圧受電で受けまして、それから変電して使っておりますので、そのための電気部分の改修、それから、転落事故の防止用の手すりということで、4階以上の教室に手すりをつける工事を予定しております。

同じく中学校につきましては、1,050万円ということで、忍路中学校の屋内運動場の屋根の塗装工事、それから、電気の高圧受電設備が、中学校の場合は西陵中学校と北山中学校、それから転落防止の手すりも中学校で行う予定でございます。

それから、新年度予算のほうで計上している部分ですけれども、校舎洋式トイレ設置事業が小・中学校ともございます。これは継続事業であります。

それから、新規で児童生徒用のいすの補修事業も行ってまいります。

なお、校舎等施設整備費につきましては、例年、補修事業といったものがございまして、中身につきましては、今すぐ全部決まっているものではございませんので、今の時点で説明できるのは以上でございます。

○佐々木委員

それで、今回、整備事業の中で二つに絞ってお聞きします。

一つが、校舎洋式トイレ設置事業ですけれども、この事業内容、目的です。

○（教育）総務管理課長

校舎洋式トイレ設置事業につきましては、今年度の補正予算でも計上させていただいて継続している事業でございますけれども、各学校の各階に男女ともそれぞれ最低1か所は洋式トイレをつけていくということで、複数ついているところもございしますが、それを進めていくための事業でございます。

目的といたしましては、実際に今の児童生徒は、洋式トイレの普及もございまして、生まれたときから洋式トイレを使っている方がほとんどだと思いますので、そういったことも考えまして、洋式トイレを増やしているところでございます。それから、けがをしている場合や体が不自由な児童生徒に対しても負担が少ないということで洋式トイレの設置を考えているところでございます。

○佐々木委員

それぞれ小学校、中学校に予算づけをして工事に入ると思うのですけれども、内訳について教えてください。

○（教育）総務管理課長

新年度予算での洋式トイレ設置でございますけれども、小学校が13校で27か所、中学校が9校で23か所でございます。

○佐々木委員

予算額についてはどうなっていますか。

○（教育）総務管理課長

先ほどの小学校が、27か所で670万円、中学校は23か所で570万円、小・中学校合わせまして1,240万円でございます。

○佐々木委員

今、洋式トイレは望まれている部分だというふうに思いますけれども、今まで学校のトイレのことについてはいろいろな問題点があったり、苦情があったりしていると思いますけれども、今後どのようにしますか。

○（教育）総務管理課長

学校から要望がありましたトイレの部分では、洋式化のほかに、においの問題ですとか、トイレの広さの問題などがございます。

なおにつきましましては、さまざまなケースの問題がございまして、便器や何かが汚れている場合、普通の用務員の清掃だけではなかなかとれない汚れもついておりまして、それにつきましましては、昨年の第2回定例会において補正で計上させていただきました緊急雇用創出事業ということで、業者に発注し、専門の洗剤など使いまして、こびりついた汚れなどを全部とりまして、それで大分改善したところであります。

あと、なおにつきましましては、学校のケースごとに、換気扇などの清掃をどの程度の周期でやっているかいろいろ調べまして、個々に解決しているところでございます。

あと、狭いという部分につきましましては、例えば足を折ってギブスを履いた子どもがトイレに入るときにちょっと狭いのではないかというお話も聞きますけれども、なかなかその枠自体を変えるということは難しく、今のこのトイレの取替えは、便座の取替えと、それから内開きになりますと洋式便座ですとぶつかりますので、それを外開きに改修する程度の工事でございます。抜本的な工事になりますと、ある程度大規模な改修の際に行っていくという課題であるというふうに考えてございます。

○佐々木委員

課題解決に向けて、なお一層お願いしたいと思います。

◎児童生徒用いす補修事業について

それから、二つ目が、児童生徒用いす補修事業ということで、予算750万円ついてます。この事業内容、それから目的を含めてお願いします。

○（教育）総務管理課長

児童生徒用いす補修事業でございますけれども、これも学校現場からいろいろな声を聞く中で、いすが古くなり、座面がちょっとささくれ立ってきたりしますと、子供のジャージなどが破れたといったような苦情がございました。それに対応するために、もともとパイプの部分はまだしっかりしている部分がございますので、すべて取り替えるのではなくて、座る座面と背もたれの背板と、それから足の部分のキャップを取り替えていくことによって新しいものを買うのと大体同じような形になりますので、それで子供たちの環境をよくしていこうという目的のものです。

○佐々木委員

小学校、中学校費の児童生徒用いす補修事業の部分ですけれども、この750万円の積算根拠についてお知らせください。

○（教育）総務管理課長

750万円のうち、小学校は450万円なのですけれども、学校からの要望を聞きまして、今、児童が使っているもので補修が必要な部分と、ある程度の予備の部分ということで学校から脚数を報告していただきまして、1,500脚にな

りました。座面と背板とキャップ一式で 1 脚当たり 2,310 円となります。これが 1,500 脚で 346 万 5,000 円となります。それから、取替えの際の手数料が税込みで 1 脚当たり 525 円、それで 78 万 7,500 円。それから廃棄や運搬その他ということで 24 万 7,000 円ほどつけておまして、450 万円となります。

中学校につきましては、脚数が 1,000 脚となったという形でございます。

○佐々木委員

これは、全く新しい取組だと思えますけれども、この中身は 1 脚について 2,310 円。そうすると、これには人工の部分については加味されてなく、これは全く材料のみということですか。

○（教育）総務管理課長

2,310 円は材料費でございます。手数料の部分が 1 脚について 525 円でございます。

○佐々木委員

そうすると、このいす修理の関係については、これからどのぐらいの期間で、だれがどうするのですか。

○（教育）総務管理課長

実際に使っている部分もございますし、取替えのときに、委員も御承知かと思うのですが、ビスが打ってありまして、それをちょっと金づちでたたいて出すため、音が出ますので、夏休みに行いたいと考えております。

○佐々木委員

今、新年度予算の中の補正予算などは、雇用の機会を増やしていこうということで、教育分野等については、いわゆる臨時的な雇用も含めて増やしていこうとしているようにも思えますけれども、こういう修繕関係の部分については、地元の業者と一緒に参加をしてやっていただければというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○（教育）総務管理課長

いすにつきましても、新品の出来合のものをただメーカーから買うのではなくて、こういったような補修をすることによりまして、若干ではございますけれども、雇用も生むものというふうに思っておりまして、事業の進め方につきましては、関係の部局とも相談しまして、どういう形が適切か考えてまいりたいと思います。

○佐々木委員

◎放課後児童健全育成事業の拡大について

その次に、拡大事業として放課後児童健全育成事業について予算が 9,731 万 9,000 円、この事業内容と目的をお願いいたします。

○教育部青木次長

放課後児童健全育成事業の拡大の部分ということですが、いわゆる放課後児童クラブについては、放課後に児童の世話をする親が勤労などにより、いない子供について、学校の余裕教室などを利用して健全育成を図るというようなことでございます。

○佐々木委員

内容について、具体的に、今年度、それから過年度を含めて教えてください。

○教育部青木次長

市内に全部で 27 の市立学校がございます。そのうちの 25 校の児童を対象に開設する部分と、それから、道立の小樽聾学校も開設していますので、市内では 26 校で放課後児童クラブを開設してございます。

具体的な内容ということでお尋ねなのですが、土曜日の……。

○佐々木委員

放課後児童クラブは、今までどうしているかではなくて、今年度、予算計上した 9,731 万 9,000 円の事業内容をお聞かせください。

○教育部青木次長

平成22年度に計上しました9,731万9,000円の事業費の内訳ということですが、指導員にかかる人件費が9,141万9,000円、それから消耗品費ほかの管理経費が590万円ということになっております。

○佐々木委員

今まで放課後児童クラブをやってきた中で、土曜日開設を拡大という形でお知らせをいただいたものですから、それに照準を合わせたと思っていますけれども、この事業の目的は、今伺ったように、放課後児童クラブの土曜日の開設ということだと認識するのですけれども、どうなっていますか。

○教育部青木次長

土曜日の拡大に絞ってということで、大変失礼しました。

平成21年度までは、土曜日の放課後児童クラブについて、学校開設のクラブは、幸、量徳、桜、朝里、銭函の5校に集約して拠点で開催してございました。これを22年度は、拠点校を市内の中心部に1校増やすということで緑小学校に新たに開設することになり、6校で開設いたします。

それから、もう一つの土曜日の拡大でございますけれども、21年度には、新学期の4月、5月に土曜日の開設を5校で試行いたしました。これを22年度については、更に6校を拡大しまして、11校で4月、5月の土曜日の開設をしたいと考えております。

○佐々木委員

全市で行われている中で、特にここに絞った理由といたしますと、どうでしょうか、土曜日通年開設をしていない学校というのは何校あるのですか。

○教育部青木次長

土曜日通年開設をしていない学校なのですけれども、平成21年度におきましては、全部で22校のうち5校、それから4月、5月に5校で試行しましたので、12校が土曜日に開設してございません。

土曜日の通年開設については、先ほど申し上げました桜小学校以下5校を通年開設してございますが、それ以外の17校については、通年開設してございません。

○佐々木委員

4月、5月の土曜日に開設するという説明がありましたけれども、その理由づけについて教えてください。

○教育部青木次長

4月、5月に開設する理由は二つございます。

まず一つには、新入学の児童が4月に学校に入ります。その際に、学校という環境になれるということがございますし、また、放課後については、放課後児童クラブという環境になれるということがございますので、4月、5月については、自分の通う学校の放課後児童クラブに行くということで、新入学児童の新しい環境へのなれを促進するということがございます。

もう一つの理由といたしますのは、御存知のように、平成22年度から、年間250日未満の開設のクラブについては国からの補助金がなくなるということが示されておりましたので、その対応として、年度当初の4月、5月を開設することで年間250日の開設を確保する、こういう二つの目的がございます。

○佐々木委員

拡大をするという部分については理解できます。実際に土曜日の開設をしている中で、利用している実態はどうなっていますか。

○教育部青木次長

放課後児童クラブの直近2月1日現在の登録児童数でございますが、私どもで所管している23校については、449名の児童が登録しています。そのうち、土曜日に登録している方が96名ということで、土曜日の利用については、

平日の 5 分の 1 程度、21パーセント程度の利用になっております。

○佐々木委員

そうすると、新たに今年度、4月、5月の土曜日開設の試行を6校に増やし、それから、土曜日の通年開設が6校になるということで、ちょっと安心しました。

そういう押さえの中で、今、土曜日の利用はある程度見込み数という形になるのだろうと思いますけれども、拡大する意味づけというか、目的というか、これは大変重要なことだというふうに思うのです。

それで、9,731万9,000円の積算の根拠ですけれども、これについてはどうですか。

○教育部青木次長

9,731万9,000円の積算根拠ということでございますが、この中のほとんどが指導員の人件費にかかってございません。

その内訳を申し上げますと、平日の指導員が48人で、これにかかる部分が6,454万7,000円ほど、それから、土曜日の指導員が68人で、これにかかる部分が950万5,000円ほど、以上、指導員にかかる経費が、116人分ということで、7,405万2,000円でございます。

そのほか、3季休業中、夏休み、冬休み等の長期休業中には、放課後だけではなくて朝からお預かりする関係で、パートの指導員を雇用する必要がございます。この部分にかかる経費が1,185万3,000円ほど、それから以上の指導員にかかる交通費が551万4,000円ほどありまして、その合計が9,141万9,000円の人件費になっています。

そのほか、消耗品ほかの管理経費が590万円かかりまして、その合計が9,731万9,000円となっております。

○佐々木委員

開設するということと拡大するということは大変結構なことですけれども、今聞いて、その大半が人件費ということで、マンパワーですから必要なことについては理解したいと思いますが、これからどういう対応をされるのですか。新たに全部を一回仕切り直してやるのですか。その辺はどうですか。

○教育部青木次長

土曜日のこれからの対応ということかと思いますが、中には土曜日を利用しない学校もあつたりするものですから、土曜日の子供たちの利用実態を見ながら、今後の開設について考えてまいりたいと思っております。

○佐々木委員

年度初めに試行するだけでなく、推移を見て、また途中で組みかえるということですか。

○教育部青木次長

ただいま申し上げましたのは、平成22年度の実態を見て、23年度以降の実施についての考え方でございまして、22年度中は、当初予算で見たこの体制でやっていきたいと考えております。

○佐々木委員

指導員の関係について若干伺います。

指導員の新たに増えた部分については、これから採用するということでもいいのですか。

○教育部青木次長

そのとおりです。新たに増やす分については、これから採用する予定です。

○佐々木委員

◎米飯給食について

学校給食の関係で、米飯給食の話題に入りたいと思います。

過日、新聞記事になりましたけれども、給食で米飯給食が広がっており、国公立学校の99パーセントが行っているようで、回数も2007年度に全国平均で週3回となったということです。文部科学省の先月の発表では、2008年度はさらに週3.1回に増えているようです。

これは、我々の育った時代は、本当にコッペパンと脱脂粉乳を中心に始まった学校給食ですけれども、今はすっかりとさま変わりしておりました。改正された学校給食法が、これは恐らく昨年の 4 月だったと思うのですけれども、給食の目的自体も栄養改善から食育へと転換したという記事が載っていますけれども、これはどういうふうに把握していますか。

○（教育）学校給食課長

今、御質問がございました学校給食法の一部改正でございますけれども、平成 21 年 4 月から施行となっております。学校給食法の目的の部分でございますけれども、従来からの適切な栄養摂取のほかに食育の推進を図ることが加わったことが大きな点だと思います。

また、具体的には、学校給食自体を活用して食に関する指導を充実する、そういった内容が盛り込まれたものというふうに理解をしております。

○佐々木委員

さらに、情報とすれば、米飯給食の週 5 回完全実施をしている学校もパーセントでは 5 パーセントだけでもあります。それから、米飯給食をすることのメリット、デメリットがあると思いますけれども、いろいろ協議をされていますが、小樽で取り組んできている米飯給食の実態というのはどうですか。

○（教育）学校給食課長

米飯給食の実態ということでございますけれども、週 5 日のうち、小樽市におきましては、月曜日、木曜日を米飯給食としておりまして、週 2 回という実施回数でございます。

○佐々木委員

恐らく、私も含めて、やはり米飯給食の回数を増やすということについての希望や願いが多いというふうに思っております。

それで、今回の場合については、3 回程度というのが 3 回以上というふうになっていますから、この辺については、市としてはどのように受け止めていますか。

○（教育）学校給食課長

全国的な週 3 回という流れと本市の実施、推進といった関係でのお尋ねでございますが、月曜、木曜は米飯自体を提供させていただいておりますけれども、そのほかに金曜日はめんの日ということで、小型パンを組み合わせ提供しております。

昨年、1 回でしたけれども、その小型パンに替えまして、パン工場のほうでおにぎりを供給できる体制ができましたので、小型パンに替えておにぎりの提供を試行したという経緯がございました。それで、結果は、おおむね好評であったというふうに理解をしておりますけれども、来たる平成 22 年度におきましては、若干回数を増やしまして、年 3 回程度、そういったものの供給も図っていきたいと思っております。

それからまた、米飯自体の週 3 回という関係でございますけれども、通常の米飯となりますと、白い御飯にいろいろな種類のおかずを組み合わせ提供させていただくこととなりますので、そうしたメニューの検討でありますとか、また、そのメニューを実施する際の移行期間や給食費との兼ね合いもございます。それから、月曜日、木曜日の週 2 回の米飯の際には磁器食器を別に容器として使っておりますので、そうした面の洗浄、それから食器の配送、回収については、市の負担で、年間およそ 4,300 万円の支出がございます。そういった面も一つの要素として、あわせて給食内容については、小樽市学校給食運営協議会等のほうで学校長や保護者の皆様、教職員の皆様ということで議論をいただいておりますし、また、そういう市側の負担の面も、担当課としては常に検討していきたいと考えているところでございます。

○佐々木委員

食育の観点からと、それから条件整備をしなければならないということなどもありますけれども、先ほど、おに

ぎりの提供と、それから御飯の内容を少し変えるとかいうことで、3 回までは行かないけれども、内容からすれば、3 回に向かっているというふうにも押さえてよろしいでしょうか。

○（教育）学校給食課長

米飯給食ということでございますと、今申し上げたようなさまざまな要素があると思っています。それで、先ほど、おにぎりの話も申し上げましたけれども、米飯自体が、例えば、白い御飯ばかりかということもございますし、例えば、他都市の自治体で実施している例を研究するとか、そうしたことも一つあると思っています。そしてまた、米飯給食自体をどうするかということばかりではなくて、学校給食全体をやはり充実させるということが基本と考えることだと思いますので、そういう中で米飯給食の拡大ということも視野に入れつつ、検討をしなければならないと思っています。

○副委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○成田（祐）委員

◎テレビ、FMの広告料について

最初に、本市の広告にかかわる点についてお伺いしたいと思います。

近年、テレビ広告などのCM費用が非常に下落しているという中で、各社値引き合戦が行われていると報道されています。

小樽市のテレビ、FMの広告料というのは、ここ数年ずっと同じ価格で推移しているのですが、特にテレビ局に対して値引きしてほしいという話をきちんとしているのかどうか、お聞かせ願います。

○（総務）広報広聴課長

テレビ広告でございますけれども、基本的には、毎年度、この予算についても交渉しているところです。ただ、テレビ広告だけに限らず、FMの広告料もそうなのですけれども、テレビ広告であれば平成17年度から、ラジオにつきましては16年度から3年間かけまして、大幅に減額いたしまして、当時の金額の半分に落ちたところであります。また、テレビにつきましては、なおかつ、全道で放送している道内の他都市に比べても格段に安い状態ですから、逆に交渉しますと、他都市並みに上げてほしいと言われるものですから、なかなかその辺は難しいのではないかとこのように考えております。

○成田（祐）委員

民間会社が、どこもそういった広告費用を下げている中で、ずっと同じというのもやはり見ていたら不自然な部分があるので、もし費用がもう大分値引きの交渉をしたというのであれば、質を高めてもらうとか、時間数を増やしてもらうとか、そういった形での交渉というのは可能なのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

その辺につきましても、当然、値段にはね返ってくるようになってくるかもしれないのですけれども、そういうことも見据えて、今後、相手と交渉していきたいと考えております。

○成田（祐）委員

ぜひ、その部分はお伺いしたいと思います。

やはり、民間の広告費用というのが、もうテレビなどからネット広告へシフトしているという中で、本年2月22日に電通が発表した広告費の関係で、ついにネットの広告費が新聞の広告費を抜いたということで、各大企業がだんだん広告の形態を変えてきているわけなのです。その部分で、やはりネット広告というのは、年齢とか目的に合った部分で広告を入れるということに大きな意味があり、今後、本市にかかわる広告や広報の部分ネット広告のほうにも少しシフトしていったらどうなのかと思うのですが、その辺に対して御見解をお聞かせ願います。

○（総務）広報広聴課長

市政情報などを提供するに当たりまして、本市では、御承知のとおり、高齢化が進んでいるという状態があります。高齢者を中心にネット自体を使えないという方もおられる、また、パソコン自体を持っていないという方もおられるという状況の中で、現在、ほとんどの世帯が持っておりますテレビとかラジオなどでそういった情報提供を行っており、今のところ、ネット広告については考えていないところです。

ただ、この記事自体は私も承知しておりまして、これからネットの部分には相当移行していくのだろうとは考えております。そのため、今年度などは、ホームページにCMSを導入して充実させたり、昨年の5月ですけれども、多言語化と言いまして、英語、韓国語、中国語の自動翻訳機を入れたりして、ホームページ自体を今充実しているところでございますので、状況を見ながら、その辺は導入につきましては、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

○成田（祐）委員

特に、ホームページの充実の部分は十分頑張っていると思いますので、やはり、それをだれに見てもらおうかということなのですね。市民の皆さんにもその広告を見てもらおうというものもあると思いますけれども、市のアピールとなると、観光をされる方のために見てもらおうという部分もあると思うので、ぜひ、その部分のネット広告への今後の取組も考えていただければというふうに思います。

◎バナー広告について

もう一つ、バナー広告について以前も質問をしたのですが、小樽市のバナー広告を打つ場合でも、例えば、他の市町村とか、いろいろな行政機関と相互に張り合って、もっとアクセスしてもらえばどうかという考えがあるのです。

簡単に言うと、小樽市のホームページも広告の部分があいているわけです、下のところが。そのままあきっ放しにするのであれば、お互いに、例えばニセコ町と相互リンクを張るとかという形で、少しでもニセコ町に来る人たちが次は小樽のホームページを見て、小樽の観光をしようかなと思ってもらったりするような、そこに関してお互いに相互リンクすれば、費用はかからずして、それこそ今、小樽市の評価されているホームページを見てもらえると思うので、そういった形で閲覧してもらおうということにも力を入れていただければと思うのですがどうでしょうか。

（委員長席交代）

○（総務）広報広聴課長

バナー広告の相互リンクでありますけれども、実は、バナー広告ではないのですけれども、既にホームページの2層目にリンクがされており、管内のほかの町村とリンクを張ってございます。ただ、向こうも張っているかどうかというのはちょっとわからない状態なのです。そのほか、警察とか、商工会議所とか、そういうところとはリンクをこちらのほうから張っている状態です。

今、委員がおっしゃった部分は、トップページの下の方のバナー広告のところでした、広告自体が、今、四つか五つ掲載されているのですけれども、それ以外は空いている状態なので、そこをむだにするなという御質問なのですが、私どもとしては、バナー広告自体は、トップページなのですけれども、なるべくホームページをすっきりしたいと基本的に思っております。ただ、お金をいただきたいという部分があるものですから、そこに強引に設けているという苦渋の選択をしております。

ただ、委員がおっしゃることもよくわかる部分があるものですから、例えばリンクをお互いに張るような形も出てくるかもしれません。やれるかやれないかは別として、そういうことも考えていこうかというふうには考えてございます。

○成田（祐）委員

文字でのリンクというのももちろんあると思うのですが、やはり、相手はクリックするだけでわかりやすい映像とか画像があると、アクセスしやすくなると思うので、ぜひ、その部分も考えていただきたいと思います。また、友好都市についていえば、韓国もそうですが、姉妹都市、友好都市のページに張ってもらえれば、ああ、小樽に行こうかなというふうに思ってもらえて、そのための外国語対応もされていると思うので、いろいろな形で小樽を売り込むパターンはあると思いますので、ぜひ、そういった部分にもっと力を入れていただきたいと思います。

◎地上デジタル放送の中継局について

話を次に移したいと思うのですが、桂岡と見晴の地上デジタル放送の中継局についてお伺いしたかったのですが、実は、これは厚生常任委員会所管だという話なのです。

そもそもこの地上デジタル放送の中継局というのは、たぶん、国から補助金が出ているはずなのですが、それは総務省から出ている話で、なぜ、これが本市では厚生所管の生活安全課のほうに話移ってしまったのかというその経緯をお聞かせ願えますか。

○総務部長

知っている範囲で答弁させていただきます。

もともと小樽の場合は、難視聴地域というのが、塩谷地区やいろいろなところにあるのです。それぞれで中継局をつくったり、あるいは有線で結んで小さな単位でみずから業者をお願いをしてつくっているグループなど、いろいろな方がいらっちゃって、進めてきた経過があります。それぞれが自分たちで一つの組合をつくって、わずかなお金を拠出しながらこれまでずっと進めてきているというのが一つの基本的な形です。

この銭函地区につきましては、当時、かなり大規模な形で、非常に整理ができなくて、一時期、やはり市が間に入って調整をして、とりあえずテレビが見えないという状態を脱却するという意味も含めて行ったという、どちらかというといレギュラーな形で処理をしたという経緯が、かなり昔ですけれども、あるようです。そういった経緯があるものですから、この地上デジタルの部分については、どちらかという、町会とか市民生活の単位の中で処理してきたものですから、生活安全課が、市としてこの中継局を持ってきている関係から、それを管理する意味も含めて担当課ということになっているのではないだろうかというふうに思います。正確なところはちょっとわかりませんが、経緯としては、そういう流れなのかと思います。

○成田（祐）委員

町会等の意向とかそういうものもあるので、もちろん、それを反映させて厚生常任委員会所管になったと思うのです。

要は、何を言いたいかという、今回の桂岡と見晴の中継局は厚生所管なのだけれども、結局、総論という全体的な話は総務所管でないといけないわけですね。その部分だけを聞くのは厚生所管で、全体を聞くのは総務所管というのは、何か予算説明書の中でたらい回しされているような感じがして、もし、そうなるのだったら、予算説明書にしっかり所管まで書いてくれて、もうちょっと詳しい予算説明書が欲しいと思うのですが、それについてお答え願います。

○（財政）財政課長

成田祐樹委員からこういうお話を聞くのは実はこれが2度目で、私が来てからで言えば、前は一昨年（平成20年度）の第4回定例会だと思うのですが、決算説明書の中に、管理経費でくくってしまって、燃料費がないと御指摘があり、そして、平成20年度の決算説明書から、管理経費のくくりから燃料費を出しました。成田祐樹委員からは反応がなかったのですが。

なぜ、そういうふうになったかという、やはり、市民にわかりやすい予算説明書、決算説明書というのは検討をすべきだと思いますし、多少の手間はかかっても、特に20年度は、燃料費が高騰して乱高下する、予算と決算が

かい離するような年だったので、やはり決算説明書上も明らかなすべきではないかということで、課の中で相談し、そういうような形で出しました。

今、御指摘のあった点も、やはり、わかりやすい決算説明書とか予算説明書という方向だと思いますので、この担当課が、総務費なのに生活環境部というのはわかりにくいところがあり、おっしゃる趣旨はわかりますので、御意見を含めていろいろ考えてみたいというふうに思います。

○成田（祐）委員

ぜひ、お願いしたいと思います。

◎小樽文学館・美術館再整備事業費について

小樽市文学館・美術館再整備事業費についてお伺いしたいのですが、この再整備事業にかかわる部分について、まず、その前に文学館と美術館の過去 5 年における入場者数と収支について報告をいただければと思います。

○（教育）文学館副館長

まず、文学館における過去 5 年間の入館者の推移について申し上げます。

平成16年度から20年度までなのですが、16年度は9,593人、17年度は8,070人、18年度は8,714人、19年度は9,511人、20年度は1万2,155人でした。

次に、入館料、つまり文学館使用料ということになりますけれども、16年度は126万7,000円、17年度は169万8,000円、18年度は109万円、19年度は129万3,000円、20年度は205万円でした。

次に、文学館費の支出額ということで申し上げます。

16年度は1,689万3,000円、17年度は1,397万円、18年度は1,170万円、19年度は1,184万円、20年度は895万円です。

○（教育）美術館副館長

美術館における過去 5 年間の観覧者数等について、答弁させていただきます。

初めに、観覧者数ですが、平成16年度は1万3,833人、17年度は1万2,746人、18年度は1万5,007人、19年度は1万5,354人、20年度は1万4,575人です。

次に、使用料です。この中には、市民ギャラリーの使用料も含まれております。16年度は289万6,000円、17年度は356万5,000円、18年度は399万5,000円、19年度は436万9,000円、20年度は465万円です。

次に、支出の金額を決算額で説明させていただきます。16年度は2,488万8,000円、17年度は1,770万4,000円、18年度は1,838万円、19年度は1,932万3,000円、20年度は1,696万円となっております。

○成田（祐）委員

各年度、利用者数を聞かせてもらったのですが、当然、分庁舎そのものが古いので、そういう部分のてこ入れのための今回の再整備事業費だと思うのですが、この再整備事業費が計上され今後改修していくことによって市民の皆さんにメリットになる点は、どういう部分なのかということをお説明いただいてもいいですか。

○（教育）美術館副館長

文学館、美術館の再整備の関係でございますけれども、どのように改修されるかという御質問でございますが、現在、1階につきましては、生活安全課あるいは消費者協会などが事務を行っております。こういった生活安全課などにつきましては、本庁のほうに移動していただき、その後の1階スペースにつきましては、市民ギャラリー、それから多目的スペース、研修室など、不特定多数の方々、一般市民、観光客も含めて多くの方が訪れる施設になるよう改修する予定でございます。

また、2階についてはそのままでございますが、3階につきましては、市民ギャラリーがございました後に、一原有徳先生の展示室を常設で整備するという予定でございます。

○成田（祐）委員

市民ギャラリー等が下のほうに移るのであれば、市民のために使いやすくなり、利用者が増えるのではないかと

いうことは十分わかりました。

ただ、その場所を使っているのは当然、美術館、文学館がメインだとは思いますが、そこで雪あかりの路のイベントも行われているわけです。一番心配なのは、きれいになったのはいいけれども、雪あかりの路の作業をやる場所がなくなる、その作業については、ワックスボールをつくるなど、汚してしまうような状況が多いわけで、その部分で共存というのが図られていくのかという点がちょっと心配だったのです。

まず、その雪あかりの路に対して文学館と美術館はどのようにとらえているか、認識されているかというところを御説明いただけますか。

○（教育）美術館副館長

小樽雪あかりの路のイベントにつきましては、小樽の冬の最大のイベントであり、全国あるいは海外からの観光客も多数訪れ、さらには、ボランティアによる多数の市民のほか、韓国や中国からも毎年参加するなど、市民などの手づくりの小樽自慢のイベントということで考えております。

そういった中で、文学館、美術館におきましては、再整備の後につきましても可能な限り協力をいたしたい、また、しなければならないというふうに認識しております。

○成田（祐）委員

雪あかりの路の活動場所が、美術館のいろいろな展開で狭くなっていく可能性がある、要は、今までやっていた場所で物事ができなくなってしまうという心配があり、地下に追いやられてしまうのか、どこに行ってしまうのかわからないのですが、それは、ボランティアのモチベーションの問題につながってくると思うのです。そうして、どんどん自分たちのいるスペースがなくなってしまうえば、ボランティアも集まらなくなってしまうという事態も考えられてしまうので、新しくなって全部がよくなるということもないというか、新しくなった分、当然、使い方も考えなければいけないという部分があるので、ぜひ、今後、雪あかりの路の関係者との話し合いも含めて検討していただければと思います。

◎総合博物館について

最後に、総合博物館についてお伺いしたいと思います。

本会議と予算特別委員会で皆さんが質問されていて、私も質問しようと思っていたのですが、結構出てしまったという感じなので、自分なりの見解でちょっと質問させてもらいたいと思います。昨今の報道等によく博物館の取組が取り上げられており、そういった結果、入館者数が増えているという部分はよくわかりました。そして、ソフトの作成については非常に能力があるというふうに受け止めております。

そのような中で、子ども向けという部分もあるので、有料入館者はなかなか増えなかったという話なのですが、それを差し引いても、やはり無料でも、しっかりそういったソフトをつくる力があるから入館者が増えているというところは、有料、無料関係なくこれは評価していいことだと思います。逆に、これから先、有料入場者を増やすためには、今持っている素材だけでは、なかなかこれ以上呼び込むのも大変なのではないかというふうに思っています。

また、この先、いろいろ改修等もしていくと思うのですが、ハード面での整備をまたさらに含めて考えていかなないと、要は、何か大きな素材を持たないとなかなか有料入館者を増やすというのは難しいと思うのですが、それについてお答え願います。

○（教育）総合博物館主幹

まず、ハードの整備が必要なのではないのかという御質問なのですが、もちろん、それは必要な部分があるかと思いますが、ただ、現在、それに取り組んでいないかと申しますと、来年度になりますが、4月29日に公開を再開いたします機関車庫三号につきましては、過去4年間にわたりまして、国庫補助を含めて3億円のお金をいただきました。

それから、今回計上しております予算の中で、これは緊急雇用対策事業として取り組んでいますが、鉄道文化遺産の保存推進事業費ということで、1,200万円ほど計上させていただいています。

これは、当館の特に本館でございますが、国指定重要文化財を含む鉄道遺産、近代化遺産を見ることができる博物館というのが一番の当館の特徴でございますので、その部分を強化するという意味では、この1,200万円の車両整備費、それから、これまで使わせていただいた3億円の補助金を使った機関車庫三号という点では、今、委員がおっしゃった新たな素材を手に入れたこととなりますので、それを生かした取組を今後も続けていきたいというふうに考えております。

○成田（祐）委員

その部分を一番の売りにしていきたいということですね。

いろいろな武器を持って売りにしていくというのももちろん方法があると思うのですが、大手の旅行代理店に勤める人に、小樽市の博物館はどうしたらもっと人が来るだろうという話をさせてもらったのです。その方は、今、JR札幌駅の線路の横のホテルの部屋がありますが、あれが鉄道マニアに非常に受けていて、今まで安くしかできなかったものが高くできるようになったと、それを開発した人なのですけれども、お話を伺ったら、やはり、冬季の車両の除雪車とかそういったものに特化して置くのも一つの方法ではないかということです。今、動態展示がはやりの中で、例えばその鉄道マニアに一番受けるのは除雪をしている姿だという話らしいのです。雪をかいているところはすごくまれなケースらしくて、雪が降った日の、しかも深夜でなければ見られないので、鉄道マニアにとってもめったに見ることのできないような状況らしいのです。

それが見られるのは、もしかしたら日本で小樽だけではないかと。雪を毎回戻すのかという話になりますし、お金ももちろんかかることなのですが、北国の売りというか、何かそういった部分に関して、退役した除雪車両であるとかそういったものを集めるというお考えはないでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

当館には、復元した1分の1モデルを含めて除雪車と言われているものは、現在8両所蔵しております。そのうち2両は、JRの準鉄道文化財というものが含まれておりますが、やはり、いずれも静態での保存になっております。特に、石炭を使うものに関しては自力で動きませんので、蒸気機関車を後につけなければいけないということがございます。

ディーゼルに関しましては、今、委員からの御提案がございましたが、そういったものに近い自力で動くものを既に当館で所有しておりますが、なにぶん、走る線路に実は制限がございます。当館のアイアンホース号は、実は狭軌でございまして927ミリという線路幅なのですが、今、JRで走っていますのは1,067ミリということで10センチほど幅が違います。今、当館で1,067ミリで走れる車両を置いていない線路の区間というのが直線で100メートルほどでございまして、御存知のように、除雪機関車は前方にしかロータリーがついていけませんので、2両をつなげて走ってしまいますと、現実的にはかなり制約されてしまうということがございます。もちろん、それに至るまでの経費的な面というのは課題としてはあるのですが、それ以前に、今申しましたような場所としての制約を実は当館は持っているということがございます。

ただ、除雪車が人気というのは委員の御指摘のとおりですので、例えば、先ほど言いました幌内鉄道工事で走っていました木製の除雪車というのは、人で押して動かすことができますので、そういったものを使ったイベントなどは、今後、十分研究に値するのではないかというふうに考えております。

○成田（祐）委員

今後、何をやるにしてもやはりお金がかかるというのは十分わかっているのですが、少なくとも、ソフトをつくる力があるところにもっと投資するのは非常に意味があることだと思います。特に今、鉄道マニアの方は非常にお金を持っている、惜しみなく使うということをよく聞いているので、それこそ博物館と市内宿泊施設の連携とか、観光

面でもいろいろ期待できる部分があると思うので、ぜひ今後、しっかり努力されているところには予算づけを強化していただきたいというふうに思うのですが、最後にそれだけお答えいただけますか。

○（財政）財政課長

先ほどからの議論もいろいろあると思うのですが、まず、やはりコンセプトがはっきりしているということが一番大事ではないかと思えます。

それから、施策の優先度という話もしていましたが、そういうもののほかに、やはり、めり張りのきいた予算が必要だと思うのです。どこで突っ張って、どこで引くかというようなところも、これから小樽の財政にとってすごく大事なことになるのではないかというふうに考えております。

ですから、そこら辺のめり張りをつけて、部によってもマネジメント機能を発揮していただくことが必要になってくると思いますので、その辺を見極めながら予算について考えていきたいと考えてございます。

○委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

○北野委員

◎福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求問題について

福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求問題のうち、総務部が所管すると思われることについて質問いたします。

まず、職員のさぼりとか怠慢、け怠によって市の財政に6,750万円の損害を与えたということは、これは許しがたいことでありまして、市民の間からも毎日のように抗議あるいは怒りの声が私たちのところにも寄せられているわけです。

そこで、議会のほうに関係部長から報告があったこと、議会を驚かせた部長の報告ですけれども、原因は、担当者が本来の仕事をしなかった、あるいは、できなかった、そのことを上司に報告しなかった。上司である係長は、昔、自分がやっていた仕事であるのにそのことが見抜けなかった。課長に至っては、その仕事があるのもほとんど知らなかった。驚くべき報告です。だから、こういう事態が再び起こらないように、庁内でも真剣な検討が加えられていると思うのです。

そこで、伺いますが、私の代表質問に対して、市長は、庁内に調査検討委員会をつくって再発防止のためのマニュアルの作成等を進めているというふうに答弁されていますが、この調査検討委員会の責任者はだれで、責任を持つ原部はどこか、最初に説明をしてください。

○（総務）職員課長

庁内に設置しました調査検討委員会につきましては、トップである委員長を副市長にしておりまして、副委員長が総務部長で、総勢13名で行っております。事務局は、職員課のほうで行っております。

○北野委員

この調査検討委員会は何を目的にしているのですか。何の調査が終わったら解散ということになるのですか。

○（総務）職員課長

この調査検討委員会につきましては、事件の詳細な調査、損失の補てん、再発防止についての検討、そういうことを目的に設置しています。

○北野委員

三つの柱で調査検討委員会が行われているのですね。

そこで、伺いますけれども、まず、未請求問題に関連したことで思うのは、人事の問題なのですが、仕事を投げたしまった職員が一番悪いのです。これは私も同感です。同時に、け怠を引き起こした職員の直接の上司である係

長は、理事者の説明によると、直前まで福祉医療の保険者への申請業務を担当していた職員だということです。疑問なのは、後任の職員が請求の事務を怠ったら、上司の係長は、自分がやっていた仕事だからすぐわかるはずなのです。なぜ発見できなかったか。市民から来る疑問というか怒りはこの点に集中しているのです。

調査検討委員会では原因の究明も行うそうですが、当該の係長にその理由を正しているのだろうか、正しているとなれば、どういう理由で部下の怠慢を正さなかったのか、この点についても説明をしてください。

○（総務）職員課長

担当者が平成17年度から18年度にかわったときの話は、当時の係長に聞いておりました、その段階では、今まで決裁書類が上がってこなかったためにこういうふうになったということはあるのですが、それは、後任の担当者が事務の改善をして、それで書類が上がってくるようになった、そういったことで位置づけて考えていたということです。

○総務部長

今お尋ねがあったのは、最初の平成14年度、15年度の段階で、問題を起こした当事者の上司でいた係長が事前にその業務をやっていたのに、どうして気づかなかったという御質問だと思います。

本人から確認しておりますけれども、一つは、この方は直前までやっていたわけではないのです。大分前、係員時代にその係にいたことがあるのです。そういうものですから、自分もその高額療養費の業務があることは知っていたし、自分もやっていたことがあるというのがまず一つです。その後、どこかの職場に異動して、この係に15年度に人事異動で係長として来たという形になっています。それで、来た段階で、いろいろな業務があるのですが、当時はまだ大きく分けて、老人保健の仕事とこの業務の二つの仕事がありました。その中で、前にいたものですから、こういう仕事があるのはわかっていたけれども、そういう意味では、当時の担当がやっていると思いついていたのです。それから、前にも説明しましたが、当然あるべきチェック機能である決裁、その部分が抜けていたのは事実ですから、そのことを気づかずに、係長がいた1年、2年の間は気づかないでそのまま過ごした。ですから、今、御指摘のありました件については、本人はやっていたと思っていたという言い方をしているということです。

○北野委員

やっていたと思っていたということで6,700万円の損害を与えられたら、これは大変なことですよ。

それで、市役所の内外あるいは関心を持っている市民から出ているのは、いわゆるサボっていた職員に対して、なぜ上司が注意し督促して仕事をさせることができなかったのか、防げなかったのかということです。こういう点で、一つは、当該職員が職員組合の執行委員であったから、上司の係長は物が言えなかったのではないか、遠慮があったのではないか、こういうことが一つ。そうでないと言うなら、昔、保険者への申請をしていて、わかっているけれども部下を指導できない上司ということになるわけですから、こういう人を係長にした責任はだれが負うのかと。それから、任命権者の責任はどうなるのかということが調査検討委員会では議論になっていないのか。それから、直属の係長は、以前、申請業務をしていたということなのですが、本当に、書類がもうないからわからないので申請業務をしなっていたのではないかというふうに、かなり厳しい意見も出ているのです。

この三つの疑問に対しては、どういうふうに説明なさいますか。

○（総務）職員課長

初めに、職員の関係につきましては、組合云々のお話がありましたけれども、高額療養費の今回の件に関しまして、大変申しわけありませんが、本人が特定されるような発言は差し控えたいと思います。

それと、当時の係長の任命責任ということなのですが、私どもは、いわゆる所属の部長なりから、人事異動に際しましては内申をいただきまして、その適性なり考えの中で人事配置をしていくわけなのですが、これは、当時の係長というのは、係員時代にその係にいたこともあって、係長としては対応していけるだろうということでその配

置をしています。そういった中で、要は、その全部の業務をやっていなかったというわけではございませんので、たまたまやっていると思っていたということだったのかというふうには思っております。

○北野委員

結局、今回提案されている3,400万円のお金は、職員が積み立てていたお金を多数決により福利厚生会で決めて寄附していただいた。ですから、代表質問でも私は聞きましたけれども、職員から、事前に人事を尽くしたそういう努力があれば、自分たちが自発的な寄附に応じてもいいという声は私も聞いています。しかし、それが時間の関係で十分でないということを私は代表質問でも指摘をしました。そういう中で、今、職員課長は答弁を拒否しましたがけれども、職員の中からも、なぜ係長が当該の職員に注意できなかったのかというその疑問の一つに、組合の執行委員をやっていたから係長が率直に言えなかったのではないのかという疑問が私のところにも来ているのです。だから、聞いているのです。これが、なぜ、6,700万円も打撃を与えたのに、職員課長が個人のことから差し控えるということで私の質問には答えないのでか。職員の一定部分からこういう疑問が出ているのです。あなた方は、そういう疑問にきちんと答えなくて3,400万円を多数で決めたわけなのだから、今提案しているわけだから、後追いはなりますけれども、そういう疑問にきちんと答えていかないと、職員の納得を、腹からうんというふうにはならないかと思いますが、いかがですか。

○総務部長

当人が特定できるという意味も含めてちょっと御遠慮したいということをお申しましたけれども、率直に申し上げまして、担当係長については、平成14年、15年、16年、17年、18年、すべての係長に私は会って事情聴取しましたけれども、今、北野委員がおっしゃるような理由でできなかったということは一切ございません。あくまでも、先ほど言いましたとおり、最初の係長は、抽出作業、いわゆるリストを持って作業していることを見ていてやっていると聞いていたという見解です。次の係長も同様です。ですから、今おっしゃっていることは、私もは一切ないと思っております。

○北野委員

そうすると、小樽市が立て替えて、保険者から小樽市に歳入で振り込まれるのは、最初に受けるのはどこの係ですか。

○（総務）総務部長

大変申しわけないですが、医療保険部の事務の流れは、私は100パーセント承知していませんので、ちょっとここではお答えできないので、後ほどにさせていただきたいと思えます。

○北野委員

これは、医療保険部でないとわからないのですか。

○（財政）財政部長

もともとこの事務が医療保険部で支払いのほうから受けるほうまで担当しておりますので、歳入担当も医療保険部の中の所管課か係になると思えます。

○北野委員

これは、だれのところになるのですか。会計管理者のところに入ったかどうかというのはわからないのですか。事務は医療保険部だけれども、会計課のほうでは、お金が入っているのはわからない仕組みになっているのですか。

○委員長

会計管理者、わかりますか。

○会計課長

入ってきたものについては、原符がありますから、そういうことで歳入の金額としては残っていますけれども、未請求の分については、そもそも歳入として入ってきていないわけですから、それを会計課で把握するということ

はできません。

○北野委員

前は入っていたのでしょうか。その人になってから請求しなかったから、だから、会計課のほうではわかるシステムにないのですかということを知っているのです。

○会計課長

そこまで、会計課のほうでわかるというようなシステムではありません。

○総務部長

正確でない部分もあるので、これは後ほど医療保険部に確認しますが、高額医療費全体が歳入として入ってきていなかったわけではないのです。当然、全体の 7 割を占める国民健康保険分については前から入っているわけですから、そういう中では、いろいろな形で入ってきていますので、今、会計課で、どこの分が入っているか入っていないかをチェックするのは難しいというふうに思っています。

○北野委員

会計課のほうで難しいとなれば、これは集中審議か厚生常任委員会所管で、やらざるを得ないということですね。

そこで、市長は、本会議の私への答弁で、「北海道が事務指導検査をやっているのは、北海道医療業務医療給付事業事務指導検査要領によって行う」と、こういうふうにお答えになっているのですけれども、北海道の検査要領というのがあるのですね。

これを見ますと、いろいろな様式があるのですが、この中に、小樽市に事前に提出させる資料があるのです。この中に北海道への事前提出資料として、医療費の支払い状況というのがあるのです。高額療養費の請求状況という項目があるのです。これは、まさに請求しているかどうかということ調査する項目なのです。

ですから、調査検討委員会のほうでは原因等を調べているはずですが、こういうことが実際に行われていたのかどうか、北海道といろいろ何遍もやりとりをしているようですから、この部分にかかわってはどのようなふうになっていますか。

○総務部長

詳細はちょっと答えられないのですけれども、その辺についても、調査検討委員会の中に医療保険部の人も入っておりまして、そこまでの詳細な話はまだ進んでおりませんが、そういうことの御質問であれば、医療保険部のほうから後ほど答えさせていただきます。

○北野委員

私が知っていることに医療保険部ではないから答えられないかもしれないけれども、高額療養費の請求状況というのがあるわけだから、北海道へどのようなふう書類を書いたのかと。この点で、あなた方が医療保険部のほうも入っているから検討してみるというお話ですから、当然、調査検討委員会でこういうことは議論されると思うのです。

そうすると、次に疑問が出てくるのは、市長が答弁しているのだけれども、なぜ、北海道の指導検査で問題が発見できなかったのか。私は、もういいかげんな検査でなかったのかと言ったのです。そうしたら、そうではないということです。地方自治法の裏づけにより強制力、権限が伴う監査と違って隅々まで見てお墨つきを与えるものではないからわからなかったのだと、おおむね適切だというふうに言ってきたのではないかと思います。

そうすると、事前に北海道へ提出する資料の中にこういうものがあるのに、何で未請求を北海道も小樽市も発見できなかったのか。たまたまサンプルを抽出して、それが関係請求に値する事例でなかったというのであればわかるのだけれども、これは、まさに今問題になっているそのものだと思うのです。だから、私は、市長の答弁の後でよく吟味したら、どうも納得がいけないと疑問が出てくるのです。こういう点は、まだ調査検討委員会で議論されていないのですか。

○総務部長

検査要領に基づく詳細について、中身的にはまだやっておりません。ただ、北海道がそれに基づいてどういったことを私どものほうに要求してきたのかというのもまたわかりません。ですから、それは、その段階で医療保険部に確認をしますけれども、ただ、市長が答弁で申し上げましたのは、北海道の基本的な構えというのが、監査というレベルではなくて、今みたいな形のいわゆる検査であって、ある意味では抽出の中で見えるものというお話を道との関係で伺って、私どもとしてはそういうふうを確認したので、そういうお答えをさせていただいたということです。

○北野委員

結局、医療保険部がいなかったら踏み込んだ質問にはならないので、視点を変えます。

◎文書事務取扱規程について

次に、総務部が担当している文書事務取扱規程についてであります。本日、資料を提出していただきました。

それで、理事者の答弁は、乳幼児医療報酬明細書の平成15年度、16年度の資料が廃棄されていて未請求額がわからないから、当然、北海道へ返還する補助金の額もわからない。簡単に言えば、三つの医療助成のうち、乳幼児医療の15年度、16年度の分の北海道への返還金は帳消しにしてもらい、そして、てんまつ書を書いた、これは、本会議で、医療保険部長が私への答弁で述べている点です。

そこで、文書事務取扱規程について、乳幼児医療の関係書類をなぜ3年にしたのかということ、この資料はサンプルすぎてよくわかりません。それで、この資料に基づいて説明をしてください。

○（総務）総務課長

文書の保存とか管理については、今お話にあった文書事務取扱規程で定められております。

その中で、文書の保存期間につきましては、それぞれの文書で何年保存するかということ、文書の重要度に基づきまして決められております。長いもので永年、次が10年、7年、5年、3年、1年となっており、それと、時効が完成するまで証拠として保存すべき必要がある書類とか、法令等により保存期間が定められている文書などは、その辺も加味して保存期間を定めることになっております。

そして、本日配付いたしました資料は、平成6年3月からの乳幼児医療診療報酬明細書の文書保存期間が載ってございますけれども、それぞれの時点で、その三つの文書の保存期間が何年と、定めていたかということを経年的に一覧にした表となっております。

その説明をいたしますと、乳幼児診療報酬明細書（公立病院）は、本市で言うと小樽病院になりますけれども、これについては5年保存になっており、レセプトが来るのですけれども、それを5年保存しておきなさいということです。それと、2行目の乳幼児診療報酬明細書（一般）については、公立病院以外の病院又は診療所から来るレセプトについては3年保存になっておりました。

この5年と3年の違いですけれども、ちょっと明確にはわからないのですが、これは推測の範囲ですけれども、診療報酬の債権の消滅時効期間によって区分していたものというふうに推察されます。

現在は、最高裁の判例で、17年11月で、公立病院であろうと一般病院であろうと3年ということになっているのですけれども、当時、平成6年からのものは、公立病院については、地方自治法の規定により時効の消滅期間は5年になっておりました。それと、一般については3年となっていたようでございます。そういう形で、5年、3年という区分で整理されていたのかと思います。そして、17年3月に、今の最高裁の判例とちょっと違うと思うのですけれども、この公立と一般を統合するような形で両方同じような扱いで3年ということにするため、原部のほうでこの文書の保存期間の変更をしたいという申し出がありまして、総務部のほうで3年ということで整理させていただいております。

それと、1行目の公立病院のところ、17年度以降、5年と載ってございますけれども、ちょっとこの辺は整理

が必要だったのかという部分でございます。

○北野委員

そこが、ちょっと説明してもらわないとわからないのです。一番上の公立病院のところ、平成16年度までは5年、それから1年あけて18年以降は5年、真ん中の17年度が3年になっているのです。何でこれが3年で、また5年と続いているのか、この説明をまずしてください。

○（総務）総務課長

平成16年3月で5年、17年3月で3年、18年5年と、どうしてこの形にしたかというのは、医療保険部にも確認したのですけれども、ちょっと理由はわかりません。

それともう一点、補足させていただきたいのですけれども、これは文書分類表というものをつくっております、それにこの年数が載っているのですが、この文書は、例えば16年3月となっているのは、15年度の仕事で発生した文書を大体5年なり3年間保存しなさいという意味が一つと、それともう一つ、一番わかりやすい例で言うと、今回、定額給付金の業務が21年度に起きました。そして、来年度からはございません。そうすると、この定額給付金の業務につきましては、22年3月、今月ですけれども、今回の補正で新たに文書として生まれます。そして、5年間それを保存しておりますので、その5年間、これは情報公開の上では、市民にこういう文書があります。この時点でこの文書がありますということを示すものが文書分類表になってございますので、結局、定額給付金の場合、22年度以降文書がなくても文書分類表には21から26まで5年という数字が載り、その関係文書が出てくるように整理されます。ちょっとこの辺の話は複雑なのですけれども、そういう意味で、16年3月のところの5年は15年の公立病院の文書を5年ということなのですが、この文書が、この規程どおりでいくと、20年度まで存在するわけですから、21年3月までの保存となってもおかしくない形にはなってございます。ですけれども、実際には21年3月時点で、このレセプトはないということになってございますので、そういう意味では、文書分類表の整理が不足していた部分があるのかというふうには思っております。

○北野委員

そんな細かいことは、け怠が起こらなかつたら何も聞く必要のない話なのです。このけ怠が起こって、時効と保存期間の別立ての問題が返還金のさかのぼる年数に関連するから聞かざるを得ないのです。

それで、財政課長に聞きますけれども、北海道の補助金交付規程というのですか、規則というのですか、その正式名称で北海道の補助金交付規程では、文書保存期間は何年になっていますか。

○（財政）財政課長

北海道の出身なのですけれども、今は小樽市の職員でありまして、何年と言われても、各年度あったようには記憶しておりますが、正確なお答えというのは、ちょっと今は……。

○（総務）企画政策室長

最後のほうに、記録の保持ということで5年になっています。

その根拠は、地方自治法の第236条の時効にかかっております。

○北野委員

時効と保存期間はセットになっているのですか。

○（総務）企画政策室長

最後に5年となっています。その5年というのが補助金適正化法の5年なのです。公法上の時効が5年なのです。それとセットにして5年という考え方を持って、5年という保存年限にしているということです。

○北野委員

北海道の補助金交付規程は、保存期間は5年、それから医療保険部のほうに、いわゆる金額確定した指令書の中で関係文書は5年保存しなさいとなっている。こういうふうに理事者の説明ではなるのですけれども、この文書事

務取扱規程による保存年限を変更する場合、当然、総務部のほうでは、なぜ変更したか、理由は当然記していると思うのですが、それはどういう理由になっているのか、それから、今回の場合、直前の平成21年度に変えなければならぬため昨年度変えたという報告をしています。ですから、過去のことはいいですが、今回の問題にかかわって保存年限の変更をやったはずですから、それは記録では何という理由にしているのですか。

○（総務）総務課長

年に1度、2月から3月にかけて、今の文書分類表の校正をしておりますけれども、北野委員の御質問については、単純に理由を書くところがあるのですけれども、今の部分で言うと、保存年限の変更ということだけで医療保険部から総務部に対して文書をいただいております。

○北野委員

保存年限の変更理由が、保存年限の変更だったら理由にならないでしょう。ですから、そういう理由はわかるように改めて改善すべきでないかと思うのですが、いかがですか。

○（総務）総務課長

私どものほうで、そういうチェックが必要だと思いますので、今後、その辺を検討して、もう少しわかるような形で理由をいただくようにしたいと考えております。

○北野委員

今申し上げましたように、何で保存年限が変わったのですかと聞いて、保存年限の変更と答えてもわからない話になるから、これは、ぜひ検討していただきたいということです。

それから、あとは医療保険部のほうがいいと思うので、今の件はこの辺で終わります。

◎石狩湾新港管理組合の特別会計について

それでは、通告してあります石狩湾新港管理組合の特別会計にかかわって質問させていただきます。

石狩湾新港の港湾整備事業特別会計がつくられたのは、平成19年度なのですが、19年度、20年度の決算では、収支は幾らで、赤字が出たとしたら赤字は幾らでしたか。

○（総務）企画政策室林主幹

収支が幾らでという御質問ですが、会計全体としましては、歳入については、平成19年度は、使用料及び手数料だけで言いますと3億6,500万円ありまして、臨海債の関係の起債などを除けば、公債費関係で7億7,900万円、差引きで19年度は4億1,400万円が赤字となっています。20年度については、使用料及び手数料が3億5,400万円、歳出については、同じく臨海債などを除けば、公債費について8億7,100万円、差引きで5億1,700万円の赤字です。

○北野委員

私は、石狩湾新港管理組合議会議員も兼ねているわけですが、その議会でも聞いたのですけれども、平成19年度になってから特別会計を設置したのはもう遅すぎるということで、いろいろな資料を持っているわけだから、例えば過去にさかのぼって、特別会計が仮に早くから設置されていたら、幾ら赤字が出ていたのかと聞いたことがあるのです、以前に。仮に港湾整備事業特別会計が平成14年度につくられていたとすれば、そのあたりから通算して、特別会計だけで収支の赤字は合計で幾ら出ていますか。

○（総務）企画政策部林主幹

平成14年度の決算から20年度までですけれども、約36億円になっております。

○北野委員

結局、石狩湾新港の管理組合負担金が少しずつ減っているというふうに、市長はよく、胸を張って言うてはいないけれども、それなりの答弁をしているのだけれども、それで喜ばれる話ではないのです。港湾整備事業特別会計では、毎年度、巨額の赤字を出しているのです。

御承知のように、港湾整備事業特別会計は、公債費の借金払いを入れてくるお金で賄うという建前だから、そこで毎年何億円もの赤字が出れば、平成14年度から20年度まで決算が終わっているだけで約36億円の赤字なのだから、今後の見通しは、小樽市の担当者としてどういうふうに立てておられますか。

○（総務）企画政策林主幹

収支の見通しということで、なかなか先の見えない話なのですけれども、現状としましては、やはり使用料収入が伸びていないというのが一番でして、使用料収入が上がれば当然収支は改善されて均等になるということはあるのでしようけれども、港湾事業というのは時代のニーズに伴って整備していかなければならない部分もありますし、特別会計上、起債の償還年数と減価償却の年数とに差があったりしますので、その分、償却年数より先に起債を償還していかなければならず資金が必要になる部分もありますので、なかなか改善されるというのは難しいと考えております。

○北野委員

担当者として、今後も改善しないと言うのだから、赤字は続くということですね。そうしたら、毎年度、また5億円から8億円ぐらい赤字をここで出していくのですね。何遍も言うけれどもそういうことに対して、管理組合の構成員の一員である小樽市は黙っているのですか。

○総務部参事

先ほど担当主幹のほうからも答弁しましたように、実は、石狩湾新港に限ったことではなくて、日本の港湾の実態というのは、どこの港湾も同じような悩みを抱えているわけです。

一つには、先ほど主幹のほうで言いました起債の償還期限と減価償却期間とのずれの関係というのがもちろんあるわけですが、もう一つは、港湾の性格というのが、どうしても公共的なもの、あるいは公益性のものという感じがありますので、使用料そのものを簡単には値上げできないという部分ももちろんあるわけです。そして、なおかつ、今のような経済情勢の中ではなかなか利用度も上がらないといった面もあります。

もう一つは、この数年間が、管理組合の中で、今まで行ってきた特別会計に該当する分の起債償還のピークに当たっています。それだけで結構大変なのですけれども、それに輪をかけて不景気の中で使用料収入もなかなか思ったように伸びていかないという部分が非常に厳しいのだらうと思うのです。

当然、小樽市としては、これは母体負担金に結局影響してくるわけですから、何とか改善してほしいという気持ちは当然持っていますし、管理組合のほうでも、当然、できるだけ使用料を上げて母体に負担をかけないようにという努力はしていると思いますけれども、残念ながら、当分の間は、この赤字体質というか、この構造というのはなかなか変わっていかないだらうと思われま。ただ、少しずつ改善の方向に向かっていくのが、先ほど言いましたように、起債償還のピークもだんだん過ぎますので、その点では期待できるというふうには思っております。

○北野委員

参事はそうやってお答えになるけれども、起債償還が少し減り始めたと思ったら、そのまま減っていくのではないのです。今度、北防波堤の延伸だとか島防波堤をつくるといったら、また150億円の金を投入するということを始めます。そういうことにあなた方は抵抗しないで賛成しているのですよ。なぜ、そんなことをやるのですか。

○総務部参事

私どもが現在進めている開発予算の関係というのは、どんどん歯どめをきかせずに膨らんでいくと、全く同じことを繰り返すことになっていくというふうな強い懸念は持っています。ですから、管理組合には、将来の母体負担金への影響や、港湾経営の健全化に向けた一つの大きな考え方をしっかり持った上で、必要性はわかるけれども、その事業の進め方というのは慎重にやってほしいということは常々申し上げているところでございます。

○北野委員

そういうふうにおっしゃっているけれども、さっぱり効果が見えないから、結局、最後は、あなた方も小樽市長

も同意するから、毎年、言ってみれば、開発局なり管理組合の方針どおりに事業が展開しているのではないですか。小樽市が同意するかしないかはわからないけれども、だめと言えば事業ができないわけでしょう。そういうことはできないのですか。

○総務部参事

制度上、それは確かにやろうと思えばできると思います。ただ、三つの母体が集まって、それぞれの負担割合の中でお互いの信頼関係を持ちながら三者の意見をそれぞれくみながら全体としてやっていこうという民主的な組織ですから、そういう面では、小樽市は主張すべきことは主張しますけれども、どこかでやはり合意しなければならないというふうには思っております。

○北野委員

参事が、港湾部にいたときはもっと小樽市の立場に立った発言だったのです。もう少し、小樽市のことを考えて、市長にも苦言を呈して、こういう赤字体質を改善するためにちゃんと目立つような努力をしていただきたいということを強く要求しておきます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。